介護保険事業所等に係る変更届出等の案内

最終改正　令和 ７ 年 ８ 月 １ 日

|  |  |
| --- | --- |
| 目次・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | １ |
| 第１章　届出に係る基本事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・第１　介護保険法に基づく変更の届出について・・・・・・・・・・・第２　変更の届出の提出時期について・・・・・・・・・・・・・・・第３　老人福祉法に基づく変更の届出について・・・・・・・・・・・第４　生活保護法に基づく各種届出について　★・・・・・・・・・・第５　様式等のダウンロードについて・・・・・・・・・・・・・・・ | ３３３４５６ |
| 第２章　共通の届出事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・第１　事業所・施設の名称の変更、事業所・施設の電話番号･ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ等の変更　★・・・・・・ 第２　事業所・施設の所在地の変更　★・・・・・・・・・・・・・・第３　事業所・施設の平面図等の変更・・・・・・・・・・・・・・・第４　法人の名称・主たる事務所の所在地、主たる事務所の電話番号･ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ等の変更　★・・・・・・・・第５　法人の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名　★・・・・・・第６　管理者の変更　★・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・第７　運営規程の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・第８　協力医療機関等の名称、診療科名、契約の内容等の変更・・・・第９　介護支援専門員の氏名及び登録番号の変更・・・・・・・・・・第１０　割引率の設定、変更及び廃止・・・・・・・・・・・・・・・第１１　事業の休止・再開及び廃止・・・・・・・・・・・・・・・・第１２　業務管理体制に関する届出・・・・・・・・・・・・・・・・第１３　介護職員等処遇改善加算の算定及び変更・・・・・・・・ | ７７８１０１２１３１５１７２０２１２２２３２６２８ |
| 第３章　個別の事業に係る届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・第１　訪問介護・第一号訪問事業・・・・・・・・・・・・・・・・・第２　訪問入浴介護（介護予防含む）・・・・・・・・・・・・・・・第３　訪問看護（介護予防含む）・・・・・・・・・・・・・・・・・第４　訪問リハビリテーション（介護予防含む）・・・・・・・・・・第５　居宅療養管理指導（介護予防含む）・・・・・・・・・・・・・第６　通所介護・第一号通所事業・・・・・・・・・・・・・・・・・第７　通所リハビリテーション（介護予防含む）・・・・・・・・・・ | ３１３２３５３７４１４３４４４８ |
| 第８　短期入所生活介護（介護予防含む）・・・・・・・・・・・・・第９　短期入所療養介護（介護予防含む）・・・・・・・・・・・・・第１０　特定施設入居者生活介護（介護予防含む）・・・・・・・・・第１１　福祉用具貸与（介護予防含む）・・・・・・・・・・・・・・第１２　居宅介護支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・第１３　介護老人福祉施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・第１４　介護老人保健施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・第１５　定期巡回・随時対応型訪問介護看護・・・・・・・・・・・・第１６　夜間対応型訪問介護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・第１７　認知症対応型通所介護（介護予防含む）・・・・・・・・・・第１８　小規模多機能型居宅介護（介護予防含む）・・・・・・・・・第１９　認知症対応型共同生活介護（介護予防含む）・・・・・・・・第２０　地域密着型特定施設入居者生活介護・・・・・・・・・・・・第２１　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護・・・・・・・・第２２　看護小規模多機能型居宅介護・・・・・・・・・・・・・・・第２３　地域密着型通所介護・第一号通所事業・・・・・・・・・・・第２４　介護医療院・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・第２５　介護予防支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ５１５５６２６６６７６９７５７９８２８４８７９０９４９７１０４１０８１１２１１６ |
| 第４章　届出書類の様式一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | １１７ |

**本案内について**

　第１章は、介護保険法及び老人福祉法上に基づく届出に係る基本事項について説明を行っています。

第２章は、各事業に共通する変更の届出が必要な事項をまとめています。

第３章は、個別の事業に係る変更の届出について案内を行っています。

第４章は、届出書類の様式一覧となります。

届出が必要な事項について十分に確認を行い、遺漏なく対応してください。

高槻市 健康福祉部

福祉指導課 高齢介護事業チーム

Tel　 ：072-674-7821

**第１章　届出に係る基本事項**

**第１　介護保険法に基づく変更の届出について**

介護保険法の規定により、事業所及び施設（以下「事業所等」という。）について指定及び許可を受けた事項を変更した場合は、指定権者に対して変更の届出を行う必要があります。高槻市以外の指定権者から指定を受けている場合は、各指定権者にも同様の届出を行う必要がありますので、各指定権者に確認を行ってください。

指定及び許可を受けた事項の変更を行ったにもかかわらず変更の届出を期限までに提出しない場合は、法令への違反を理由とした指定取消し等の不利益処分を受けることがあります。届出が必要な場合について十分確認を行い、適切に対応してください。

**第２　変更の届出の提出時期について**

**第１　介護給付費算定に係る体制等（加算）以外の変更**

事前の協議を要する変更もあるため、「第２章　共通の届出事項」を確認してください。

**１　提出期限**

**変更が生じた日から１０日以内**に指定権者等に届出を行う必要があります。

**２　提出方法**

原則、郵送により提出してください。**来庁の場合は、事前に日時を予約してください。**

**第２　介護給付費算定に係る体制等（加算）の変更**

**＜介護職員等処遇改善加算以外の加算に係る変更＞**

**１　届出を要する変更**

・加算の算定を新たに開始する場合

・算定する加算の区分を変更する場合

上記の変更は、届出が毎月１５日までに行われた場合は翌月から又は届出日が属する月の翌月（届出日が月の初日である場合は当月）から適用されます。「第３章　個別の事業に係る届出」を確認してください。

**(1)　届出が毎月１５日までに行われた場合は翌月から変更が適用される事業（１６日以降に提出された場合は、翌々月からの算定）**

・訪問介護、第一号訪問事業

・訪問入浴介護（介護予防含む）

・訪問看護（介護予防含む）（緊急時訪問看護加算は、届出日以降変更が適用。）

・訪問リハビリテーション（介護予防含む）

・居宅療養管理指導（介護予防含む）

・通所介護、地域密着型通所介護、第一号通所事業

・通所リハビリテーション（介護予防含む）

・定期巡回・随時対応型訪問介護看護

・夜間対応型訪問介護

・認知症対応型通所介護（介護予防含む）

・小規模多機能型居宅介護（介護予防含む）

・看護小規模多機能型居宅介護

・居宅介護支援

・介護予防支援

**(2)　届出日が属する月の翌月（月の初日である場合は当該月）から変更が適用される事業**

・短期入所生活介護（介護予防含む）

・短期入所療養介護（介護予防含む）

・特定施設入居者生活介護（介護予防含む）

・認知症対応型共同生活介護（介護予防含む）

・地域密着型特定施設入居者生活介護

・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

・介護老人福祉施設

・介護老人保健施設

・介護医療院

**＜介護職員等処遇改善加算に係る変更＞**

「第２章第１３　**介護職員等処遇改善加算**の算定及び変更」を確認してください。

**３　提出方法**

原則、郵送により提出してください。**来庁の場合は、事前に日時を予約してください。**

**４　留意事項**

(1)　届出の締切日が閉庁日の場合は、届出締切日の次の開庁日（１(1)の場合を除く。）が期限になります。

(2)　やむを得ず届出の期限を過ぎて提出を行う場合は、遅延した理由を担当職員に報告してください。

**第３　老人福祉法に基づく変更の届出について**

老人福祉法の規定に基づく設置・事業開始の届出を行っている事業所等について、届出を行った事項を変更した場合は、変更の届出を行う必要があります。次に該当する事業は、それぞれ次に掲げる様式を用いてください。高槻市外に所在する事業所は提出不要です。

**(1)　老人居宅生活支援事業変更届出書（様式第２１号）**

・訪問介護、第一号訪問事業

・定期巡回・随時対応型訪問介護看護

・夜間対応型訪問介護

・通所介護、地域密着型通所介護、第一号通所事業（共用型）

・認知症対応型通所介護（共用型）（介護予防含む）

・短期入所生活介護（共用型）（介護予防含む）

・小規模多機能型居宅介護（介護予防含む）

・認知症対応型共同生活介護（介護予防含む）

・看護小規模多機能型居宅介護

**(2)　老人デイサービスセンター等変更届出書（様式第２４号）**

・通所介護、地域密着型通所介護、第一号通所事業（単独型）

・認知症対応型通所介護（単独型）（介護予防含む）

・短期入所生活介護（単独型）（介護予防含む）

**(3)　養護老人ホーム等変更届出書（様式第２８号）**

・養護老人ホーム

・介護老人福祉施設

・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

※養護老人ホーム等については、あらかじめ変更の届出を行う必要があります。そのため、様式第２８号の届出日は変更日よりも前になる必要があります。

**第４　生活保護法に基づく各種届出について　★**

１　生活保護法に基づく指定について

被保護者である利用者が生活保護法に基づく介護扶助を受けるためには、事業所が介護保険法による指定とは別に、生活保護法による指定を受ける必要があります。

生活保護法の改正により、平成２６年７月以降に新たに指定又は許可を受けた介護保険事業所及び介護保険施設については、生活保護法による指定介護機関の指定を受けたものとみなされます。

２　各種届出について

生活保護法に基づく指定事業所について「法人名称」「法人代表者」「主たる事務所の所在地」「事業所名称」「事業所所在地」「事業所番号」「事業所電話番号」「管理者」に係る事項に変更があった場合や、事業の休止、再開又は廃止を行う場合は、生活保護法に基づく届出を行う必要があります。（各届出事項の説明で★印が付いている項目が対象です。）

生活保護法に基づく届出については、以下のホームページから必要な書類をダウンロードの上、生活福祉総務課に提出してください。

生活福祉総務課　介護機関申請書等様式ダウンロードページ

https://www.city.takatsuki.osaka.jp/soshiki/33/2448.html

**第５　様式等のダウンロードについて**

届出に必要な書類は、サービス毎に様式が異なります。１１７ページ「第４章　届出書類の様式一覧」に掲載されている一覧から様式を確認の上、福祉指導課のホームページからダウンロードしてください。

【介護保険】申請書等様式ダウンロード

https://www.city.takatsuki.osaka.jp/soshiki/30/2340.html

**第２章　共通の届出事項**

**第１　事業所・施設の名称の変更、**

**事業所・施設の電話番号・ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ等の変更**★

１　事業所の名称変更について

事業所等の名称変更を検討した段階で福祉指導課に相談してください。

＜必要書類＞

(1)　変更届出書（様式第一号（五）、第二号（四）又は第三号（一））

(2)　指定等に係る記載事項（付表）

(3)　運営規程（変更後のもの）

(4)　老人居宅生活支援事業変更届出書（様式第２１号）、老人デイサービスセンター等変更届出書（様式第２４号）又は養護老人ホーム等変更届出書（様式第２８号）（該当する事業のみ）

※高槻市外に所在する事業所は提出不要

 (5)　軽費老人ホーム事業変更届出書（様式第３号）（軽費老人ホームのみ）

＜留意事項＞

・既にある事業所と同じ名称は使えないことがあります。

・(4)については、老人福祉法上の変更（４ページ）を参照してください。

・★生活保護法上の変更の届出（５ページ参照）が必要です。

・同じ所在地にある同じ名称の事業所に対して、１つの事業所番号が付番されます。そのため、以下のような場合には事業所番号が変更になります。

(1)　同じ所在地において同じ名称で複数の事業を運営しているが、一部の事業について事業所の名称を変更する。

(2)　同じ所在地において異なる名称で運営している複数の事業所名称を統一する。

・業務管理体制に係る届出先が高槻市である場合、高槻市に業務管理体制の届出事項の変更（２６ページ）が必要です。

２　電話番号・メールアドレス等の変更について

**■電話番号・メールアドレス・ＦＡＸ番号等**

＜必要書類＞

(1)　変更届出書（様式第一号（五）、第二号（四）又は第三号（一））

(2)　指定等に係る記載事項（付表）

＜留意事項＞

・(1)については、変更前後欄に電話番号等を記載してください。**第２　事業所・施設の所在地の変更**★

　事業所所在地の移転を検討した段階で福祉指導課に協議を行い、移転後に変更届出を行

ってください。

**１　事前協議について**

事業所所在地の移転を検討した段階で福祉指導課に協議を行ってください。また、都市計画法・消防法上の協議を要するため、都市づくり推進課（６７４－７５５２）・審査指導課（６７４－７５６７）・消防本部中消防署（６７４－７９９５）又は北消防署（６８７－０１１９）へも確認を行ってください。また、補助金を受けて事業所・施設を開設した事業者は、事前に整備補助担当部局と協議を行う必要があります。変更を検討している場合は、速やかに福祉指導課に連絡してください。

なお、設備に関する基準を有する事業については、移転先で事業を開始する前に立ち入り検査を行う場合があります。

＜必要書類＞

(1)　事前協議様式１及び別紙

(2)　事前協議様式２（通所介護、地域密着型通所介護、第一号通所事業、（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）特定施設入居者生活介護以外の事業は提出不要）

 (3) 土地及び建物に係る計画図面（標準様式３）

 (4)　事業所への案内図等

 (5)　土地及び建物の権利に関する書類

＜留意事項＞

・(1)～(5)については、移転する事業ごとに事前協議書類を提出してください。ただし、一体的に運営している居宅サービスとそれに対応する介護予防サービス又は第一号事業、地域密着型サービスとそれに対応する介護予防地域密着型サービス、地域密着型通所介護とそれに対応する第一号通所事業を同時に移転する場合、書類を１部とすることができます。

・(3)について、設備に関する基準に面積要件を有する機能訓練室、居室等は、面積（内法による。）を記載してください。

**２　変更届出について**

移転後１０日以内に変更届出を行ってください。

＜必要書類＞

(1)　変更届出書（様式第一号（五）、第二号（四）又は第三号（一））

(2)　指定等に係る記載事項（付表）

(3)　運営規程（変更後のもの）

(4)　平面図（標準様式３）

(5)　フロア図（介護福祉施設等の一画に設置する場合のみ）

(6)　土地及び建物の登記簿謄本の写し（自己所有の場合）又は土地及び建物の賃貸借契約書等の写し（自己所有以外の場合）

(7)　老人居宅生活支援事業変更届出書（様式第２１号）、老人デイサービスセンター等変更届出書（様式第２４号）又は養護老人ホーム等変更届出書（様式第２８号）（該当する事業のみ）

※高槻市外に所在する事業所は提出不要

(8)　軽費老人ホーム事業変更届出書（様式第３号）（軽費老人ホームのみ）

＜留意事項＞

・他市町村への移転を検討する場合は、速やかに福祉指導課へ連絡してください。

・所在地に変更がなく、区画整理等により住居表示が変更になった場合は、「第６　運営

規程の変更」に基づく届出が必要になります。

・他の事業所・施設内に移転する又は転出する場合は、移転先又は移転元の事業所・施設

の専用区画等の変更が必要となる場合があります。「第３　事業所・施設の平面図等の

変更」を確認してください。

・(4)について、設備に関する基準に面積要件を有する機能訓練室、居室等は、面積（内法による。）を記載してください。

・(4)及び(6)について、事前協議の際に提出したものと変更がない場合は、提出不要です。

・(7)について、老人福祉法上の変更（４ページ）を参照してください。

・★生活保護法上の変更の届出（５ページ参照）が必要です。

・業務管理体制に係る届出先が高槻市である場合、高槻市に業務管理体制の届出事項の変更（２６ページ）が必要です。

**第３　事業所・施設の平面図等の変更**

１　事業所が使用している区画、他の事業所・施設と共有している区画、事業所の設備及び備品、建物の構造概要等に変更が生じた場合は、変更の届出が必要です。同一区画で運営している他の事業所が移転した場合等にも届出が必要になる場合があります。

２　事前の相談について

変更を行う場合は、事前の相談が必要です。また、補助金を受けて事業所・施設を開設した事業者は、事前に整備補助担当部局と協議を行う必要があります。変更を検討している場合は、速やかに福祉指導課に連絡してください。

３　事業ごとに必要な書類が異なります。該当する事業の項目を確認してください。

**＜訪問介護・第一号訪問事業、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援＞**

**■事業所の平面図の変更**

＜必要書類＞

(1)　変更届出書（様式第一号（五）、第二号（四）又は第三号（一））

(2)　平面図（標準様式３）

(3)　フロア図（介護福祉施設等の一画に設置する場合のみ）

**＜訪問入浴介護、通所介護・第一号通所事業、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護＞**

**■事業所の平面図並びに設備及び備品の概要の変更**

＜必要書類＞

(1)　上記「事業所の平面図の変更」に係る書類一式

(2)　指定等に係る記載事項（付表）

(3)　設備・備品等一覧表（標準様式４）（変更のある場合のみ）

 (4)　老人居宅生活支援事業変更届出書（様式第２１号）又は老人デイサービスセンター等変更届出書（様式第２４号）（該当する事業のみ）（設備又は設備の概要に変更がある場合のみ）

※高槻市外に所在する事業所は提出不要

＜留意事項＞

・(4)について、老人福祉法上の変更（４ページ）を参照してください。

**＜短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設＞**

**■建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要**

＜必要書類＞

(1)　上記「事業所の平面図の変更」に係る書類一式

(2)　指定等に係る記載事項（付表）

(3)　居室面積等一覧表（標準様式９）（居室の面積・定員等に変更のある場合のみ）

(4)　設備・備品等一覧表（標準様式４）（変更のある場合のみ）

(5)　老人居宅生活支援事業変更届出書（様式第２１号）、老人デイサービスセンター等変更届出書（様式第２４号）又は養護老人ホーム等変更届出書（様式第２８号）（該当する事業のみ）（構造設備又は設備の概要に変更がある場合のみ）

　 ※高槻市外に所在する事業所は提出不要

(6)　介護老人福祉施設にあっては、当該変更に伴って併設する施設について許可や届出が別途必要な場合、当該許可証等の写し（診療所、事業所等を併設する場合）

(7)　軽費老人ホーム事業変更届出書（様式第３号）（軽費老人ホームのみ）

＜留意事項＞

・(5)について、老人福祉法上の変更（４ページ）を参照してください。

**＜介護老人保健施設、介護医療院＞**

**■敷地の面積及び平面図、建物の構造概要及び平面図、施設及び構造設備の概要並びに施設の共用の有無及び共用の場合の利用計画【要許可申請】**

＜必要書類＞

(1)　介護老人保健施設・介護医療院　開設許可事項変更申請書（様式第一号（九））

(2)　許可等に係る記載事項（付表第一号（十六）又は（十七））

(3)　平面図（標準様式３）

(4)　居室面積等一覧表（標準様式９）（居室の面積・定員等に変更のある場合のみ）

(5)　設備・備品等一覧表（標準様式４）（変更のある場合のみ）

(6)　共用部分における利用計画の概要（変更のある場合のみ）

＜留意事項＞

構造設備の変更を伴う場合は、変更許可申請手数料として３３,０００円が必要です。

**第４　法人の名称・主たる事務所の所在地、**

**主たる事務所の電話番号・ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ等の変更　★**

１　法人名称の変更について

(1)　変更の届出により変更することが可能な法人の名称は、「商号変更」を指します。

(2)　事業譲渡等によって運営法人が変わる場合は、事業譲渡元の法人について事業の廃止届が、事業譲渡先の法人については新規指定申請が必要となります。合併や事業譲渡を検討する場合は、速やかに福祉指導課に連絡してください。

　法人に関する変更の届出は、**法人単位での届出**となります。同一法人の下に高槻市内に複数の指定事業所がある場合、一事業所からの届出をもって、他のすべての事業所からの届出とみなします。

■**法人の名称・主たる事務所の所在地**

＜必要書類＞

(1)　変更届出書（様式第一号（五）、第二号（四）又は第三号（一））

(2)　履歴事項全部証明書（謄本）（写しでも可）

(3)　事業所一覧（標準様式１０）

(4)　老人居宅生活支援事業変更届出書（様式第２１号）（該当する事業のみ）

　 ※高槻市外に所在する事業所は提出不要

(5)　軽費老人ホーム事業変更届出書（様式第３号）（軽費老人ホームのみ）

＜留意事項＞

・(2)については、現在事項証明書は使用できません。

・複数の事業所を運営している法人は、(1)変更届出書の「事業所名称及び事業所所在地」欄には「事業所一覧のとおり」と記載してください。

・(3)については、高槻市の指定を受けている事業所の一覧としてください。該当する事業所が１つの場合でも提出してください。

・(4)について、老人福祉法上の変更（４ページ）を参照してください。

・業務管理体制に係る届出先が高槻市である場合、高槻市に業務管理体制の届出事項の変更（２６ページ）が必要です。

２　電話番号・メールアドレス等の変更について

**■主たる事務所の電話番号・メールアドレス・ＦＡＸ番号等**

＜必要書類＞

(1)　変更届出書（様式第一号（五）、第二号（四）又は第三号（一））

 (2)　事業所一覧（標準様式１０）

＜留意事項＞

・(1)については、変更前後欄に電話番号等を記載してください。

・業務管理体制に係る届出先が高槻市である場合、高槻市に業務管理体制の届出事項の変更（２６ページ）が必要です。

**第５　法人の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名　★**

　法人の代表者が交代する場合、婚姻・引越し等により氏名・住所が変わる場合、代表者の職名が変更される場合、変更の届出が必要です。

　法人に関する変更の届出は、**法人単位での届出**となります。同一法人の下に高槻市内に複数の指定事業所がある場合、一事業所からの届出をもって、他のすべての事業所からの届出とみなします。

**■法人代表者の変更**

＜必要書類＞

(1)　変更届出書（様式第一号（五）、第二号（四）又は第三号（一））

(2)　履歴事項全部証明書（謄本）（写しでも可）

(3)　事業所一覧（標準様式１０）

(4)　誓約書（標準様式６）

(5)　研修修了証（写し）（該当する事業を実施する場合）

(6)　組織図（法人代表者以外を介護事業者の代表者とする場合）

(7)　軽費老人ホーム事業変更届出書（様式第３号）（軽費老人ホームのみ）

＜留意事項＞

・(1)については、変更後欄に新たに就任する代表者の生年月日・住所を記載してください。

・(2)については、現在事項証明書は使用できません。

・(3)については、高槻市の指定を受けている事業所の一覧としてください。該当する事業所が１つの場合でも提出してください。

・(5)については、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護を実施している法人のみ認知症対応型サービス事業開設者研修修了証を提出してください。

・(6)については、(5)を提出する法人のうち、運営法人の代ふ表者でない者が地域密着型サービス部門の責任者などを代表する場合に、当該人が事業部門の責任者であることがわかる書類を提出してください。

・★生活保護法上の変更の届出（５ページ参照）が必要です。

・業務管理体制に係る届出先が高槻市である場合、高槻市に業務管理体制の届出事項の変更（２６ページ）が必要です。

**■法人代表者の婚姻・転居等による氏名・住所の変更の変更**

＜必要書類＞

(1)　変更届出書（様式第一号（五）、第二号（四）又は第三号（一））

(2)　事業所一覧（標準様式１０）

(3)　軽費老人ホーム事業変更届出書（様式第３号）（軽費老人ホームのみ）

＜留意事項＞

・(1)については、変更後欄に代表者の生年月日・住所を記載してください。

・(2)については、高槻市の指定を受けている事業所の一覧としてください。該当する事業所が１つの場合でも提出してください。

・業務管理体制に係る届出先が高槻市である場合、高槻市に業務管理体制の届出事項の変更（２６ページ）が必要です。

**■法人代表者の職名の変更**

＜必要書類＞

(1)　変更届出書（様式第一号（五）、第二号（四）又は第三号（一））

(2)　履歴事項全部証明書（謄本）（写しでも可）

(3)　事業所一覧（標準様式１０）

＜留意事項＞

・(1)については、変更後欄に代表者の生年月日・住所を記載してください。

・(2)については、現在事項証明書は使用できません。

・(3)については、高槻市の指定を受けている事業所の一覧としてください。該当する事業所が１つの場合でも提出してください。

・業務管理体制に係る届出先が高槻市である場合、高槻市に業務管理体制の届出事項の変更（２６ページ）が必要です。

**第６　管理者の変更　★**

管理者が変更される場合、婚姻・引越し・住居表示の変更等により氏名・住所が変わる場合、変更の届出が必要です。

**＜介護老人保健施設及び介護医療院以外の全事業＞**

**■管理者の変更（交代）**

＜必要書類＞

(1)　変更届出書（様式第一号（五）、第二号（四）又は第三号（一））

(2)　指定等に係る記載事項（付表）

(3)　従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）

(4)　管理者経歴書（標準様式２）（該当事業のみ）

(5)　誓約書（標準様式６）

(6)　組織体制図（管理者が他業務を兼務する場合）

(7)　老人居宅生活支援事業変更届出書（様式第２１号）又は老人デイサービスセンター等変更届出書（様式第２４号）（該当する事業のみ）

※高槻市外に所在する事業所は提出不要

(8)　資格を証する書類の写し（資格を要する職種を兼務する場合）

 (9)　研修修了証明書の写し（該当事業のみ）

 (**10**)　軽費老人ホーム事業変更届出書（様式第３号）（軽費老人ホームのみ）

＜留意事項＞

・(4)について、訪問看護、介護老人福祉施設、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設、看護小規模多機能型居宅介護は提出が必要です。管理者要件を満たしていることが分かるよう記載してください。

・(7)について、老人福祉法上の変更（４ページ）を参照してください。

・(9)について、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護（保健師又は看護師ではない場合に限る。）は提出が必要です。

・(9)について、実務経験が資格要件となる職種における実務経験証明書には、署名又は記名押印を行ってください。（以下同じ。）

・★生活保護法上の変更の届出（５ページ参照）が必要です。

**■管理者の婚姻・転居等による氏名・住所の変更（交代以外の変更）**

＜必要書類＞

(1)　変更届出書（様式第一号（五）、第二号（四）又は第三号（一））

(2)　指定等に係る記載事項（付表）

(3)　老人居宅生活支援事業変更届出書（様式第２１号）、老人デイサービスセンター等変更届出書（様式第２４号）又は養護老人ホーム等変更届出書（様式第２８号）（該当する事業のみ）　※高槻市外に所在する事業所は提出不要

＜留意事項＞

・(3)について、老人福祉法上の変更（４ページ）を参照してください。

・★生活保護法上の変更の届出（５ページ参照）が必要です。

**＜介護老人保健施設、介護医療院＞**

**■管理者の変更（交代）【要許可申請】**

＜必要書類＞

(1)　介護老人保健施設・介護医療院　管理者承認申請書（様式第一号（十））

(2)　許可等に係る記載事項（付表第一号（十六）又は（十七））

(3)　医師免許証の写し

(4)　組織体制図（管理者が他業務と兼務する場合）

(5)　従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）

(6)　誓約書（標準様式６）

＜留意事項＞

・変更日よりも前に申請を行う必要があります。

・医療法人が運営する施設の場合、原則として管理者を法人の理事に加える必要があります。

・★生活保護法上の変更の届出（５ページ参照）が必要です。

**■管理者の婚姻・転居等による氏名・住所の変更（交代以外の変更）**

＜必要書類＞

(1)　変更届出書（様式第一号（五）、第二号（四）又は第三号（一））

(2)　許可等に係る記載事項（付表第一号（十六）又は（十七））

(3)　組織体制図（管理者が他業務を兼務する場合）

＜留意事項＞

　★生活保護法上の変更の届出（５ページ参照）が必要です。

**第７　運営規程の変更**

　運営規程の記載内容を変更する場合は、変更の届出が必要です。

**■下記以外の記載事項の変更**

＜必要書類＞

(1)　変更届出書（様式第一号（五）、第二号（四）又は第三号（一））

(2)　指定等に係る記載事項（付表）

(3)　運営規程（変更後のもの）

**■通常の事業の実施地域の変更**

＜必要書類＞

(1)　変更届出書（様式第一号（五）、第二号（四）又は第三号（一））

(2)　指定等に係る記載事項（付表）

(3)　運営規程（変更後のもの）

(4)　老人居宅生活支援事業変更届出書（様式第２１号）又は老人デイサービスセンター等変更届出書（様式第２４号）（該当する事業のみ）

※高槻市外に所在する事業所は提出不要

＜留意事項＞

・(4)について、老人福祉法上の変更（４ページ）を参照してください。

**＜介護老人保健施設及び介護医療院以外の全事業＞**

**■利用・入居・入所定員、従業者の定数・職務の内容、サービス提供時間、営業日、営業時間及び運営の方針の変更**

＜必要書類＞

(1)　変更届出書（様式第一号（五）、第二号（四）又は第三号（一））

(2)　指定等に係る記載事項（付表）

(3)　運営規程（変更後のもの）

(4)　平面図（標準様式３）（定員を増員する場合のみ）

(5)　老人居宅生活支援事業変更届出書（様式第２１号）、老人デイサービスセンター等変更届出書（様式第２４号）又は養護老人ホーム等変更届出書（様式第２８号）（該当する事業のみ）

※高槻市外に所在する事業所は提出不要

(6)　従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）（変更があった場合のみ）

 (7)　軽費老人ホーム事業変更届出書（様式第３号）（軽費老人ホームのみ）

＜留意事項＞

・従業者の員数に変更が生じた場合であっても、変更後の従業者の員数が人員に関する基準を満たしている場合は、その都度の変更の届出は提出不要です。その場合、運営規程の変更は行ってください。

・特別養護老人ホーム、養護老人ホーム等届出により定員を変更することができない事業があります。定員の変更を検討した時点で福祉指導課に相談を行ってください。

・通所介護、（介護予防）通所リハビリテーション事業において、定員が大幅に増減する場合（前年度比２５％以上）は、報酬算定に影響しますので定員の変更を検討した時点で福祉指導課に相談を行ってください。

・(4)について、定員の増員に当たり、区画に変更がない場合も提出してください。

・(5)について、老人福祉法上の変更（４ページ）を参照してください。なお、通所介護・第一号通所事業、地域密着型通所介護の利用定員のみの変更については、(5)は不要です。

**＜訪問介護、通所介護・第一号通所事業、地域密着型通所介護、（介護予防）通所リハビリテーション、特定施設入居者生活介護、（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護＞**

**■通院等乗降介助算定可能事業所、時間延長サービス体制算定可能事業所又は短期利用型算定可能事業所の変更**

＜必要書類＞

(1)　変更届出書（様式第一号（五）、第二号（四）又は第三号（一））

(2)　指定等に係る記載事項（付表）

(3)　運営規程（変更後のもの）

(4)　老人居宅生活支援事業変更届出書（様式第２１号）、老人デイサービスセンター等変更届出書（様式第２４号）（該当する事業のみ）

※高槻市外に所在する事業所は提出不要

＜留意事項＞

・(4)について、老人福祉法上の変更（４ページ）を参照してください。

・併せて介護給付費算定に係る体制等に関する届出が必要です。

**＜通所介護・第一号通所事業、地域密着型通所介護、（介護予防）通所リハビリテーション、（介護予防）認知症対応型通所介護＞**

**■単位の変更**

＜必要書類＞

(1)　変更届出書（様式第一号（五）、第二号（四）又は第三号（一））

(2)　指定等に係る記載事項（付表）

(3)　運営規程（変更後のもの）

(4)　平面図（標準様式３）

(5)　老人居宅生活支援事業変更届出書（様式第２１号）、老人デイサービスセンター等

変更届出書（様式第２４号）（該当する事業のみ）

※高槻市外に所在する事業所は提出不要

(6)　従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）（変更があった場合のみ）

(7)　資格を証する書類の写し（資格を要する職種の従業者が増えた場合）

(8)　介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙２、３－２又は５０）

(9)　介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙１－１、１－２、１－３又は１－４）

＜留意事項＞

・(4)について、単位追加により区画が変更になる場合には添付してください。

・(5)について、老人福祉法上の変更（４ページ）を参照してください。

ください。

**＜定期巡回・随時対応型訪問介護看護＞**

**■訪問看護ステーションとの連携に係る変更**

＜必要書類＞

(1)　変更届出書（様式第二号（四））

(2)　指定等に係る記載事項（付表第二号（一））

(3)　運営規程（変更後のもの）

(4)　老人居宅生活支援事業変更届出書（様式第２１号）

＜留意事項＞

・(4)について、老人福祉法上の変更（４ページ）を参照してください。

・併せて介護給付費算定に係る体制等に関する届出が必要です。７９ページを参照してください。

**＜介護老人保健施設、介護医療院＞**

**■従業者の職種、員数及び職務内容並びに入所定員・療養室の定員の変更【要許可申請】**

＜必要書類＞

(1)　介護老人保健施設・介護医療院　開設許可事項変更申請書（様式第一号（九））

(2)　許可等に係る記載事項（付表第一号（十六）又は（十七））

(3)　運営規程（変更後のもの）

(4)　従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）（変更があった場合のみ）

(5)　資格を証する書類の写し（資格を要する職種の従業者が増えた場合）

＜留意事項＞

・変更日よりも前に申請を行う必要があります。

・入所定員の変更について許可申請が必要となるのは、入所定員を増加させる場合のみです。変更を検討する場合は、福祉指導課に事前に相談を行ってください。

**第８　協力医療機関等の名称、診療科名、契約の内容等の変更**

　協力医療機関（協力歯科医療機関を含む）を変更（新規に契約、交代）する場合、契約の内容を変更する場合等は、変更の届出が必要です。変更の内容及び実施事業により必要書類が異なります。

**＜訪問入浴介護、特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設＞**

＜必要書類＞

(1)　変更届出書（様式第一号（五）、第二号（四）又は第三号（一））

(2)　指定等に係る記載事項（付表）

(3)　協力医療機関との契約内容が分かる書類（契約書等）の写し（新規に締結した場合又は変更があった場合のみ。）

**＜介護老人保健施設、介護医療院＞**

**■協力医療機関の変更【要許可申請】**

＜必要書類＞

(1)　介護老人保健施設・介護医療院　開設許可事項変更申請書（様式第一号（九））

(2)　許可等に係る記載事項（付表第一号（十六）又は（十七））

(3)　協力医療機関との契約内容が分かる書類（契約書等）の写し（契約締結前の場合は案でも可）

＜留意事項＞

・変更日よりも前に申請を行う必要があります。

・新たに医療機関と協力体制を構築する場合や協力医療機関が交代する場合は、変更の許可申請を行ってください。

**■上記以外の変更**

＜必要書類＞

(1)　変更届出書（様式第一号（五））

(2) 許可等に係る記載事項（付表第一号（十六）又は（十七））

(3)　協力医療機関との契約内容が分かる書類（契約書等）の写し（変更があった場合のみ。）

＜留意事項＞

協力医療機関の診療科目の変更や契約内容に変更が生じた場合は、変更の届出を行ってください。

**第９　介護支援専門員の氏名及び登録番号の変更**

　次の事業に従事する介護支援専門員を変更（増員、減員、交代）する場合や婚姻等により氏名が変わる場合、変更の届出が必要です。住所や連絡先の変更のみでは、届出は不要です。

**＜特定施設入居者生活介護、居宅介護支援、介護予防支援、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院＞**

**■介護支援専門員の変更（増員、減員、交代）**

＜必要書類＞

(1)　変更届出書（様式第一号（五）又は第二号（四））

(2)　指定等に係る記載事項（付表）

(3)　当該事業所に勤務する介護支援専門員一覧（標準様式７）

(4)　資格を証する書類の写し（増員、交代の場合のみ）

(5) 研修（実践者研修又は基礎課程）修了証明書の写し（認知症対応型共同生活介護の増員、交代の場合のみ）

(6)　小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修修了証明書の写し（小規模多機能型居宅介護の増員、交代の場合のみ）

(7)　従業者の勤務体制及び勤務形態一覧（標準様式１）

＜留意事項＞

(4)は、介護支援専門員証又は介護支援専門員登録証明書の写しです。介護支援専門員登録通知書を用いることはできません。

**■介護支援専門員の婚姻等による氏名の変更**

＜必要書類＞

(1)　変更届出書（様式第一号（五）又は第二号（四））

(2)　指定等に係る記載事項（付表）

(3)　当該事業所に勤務する介護支援専門員一覧（標準様式７）

**＜認知症対応型共同生活介護＞**

■**計画作成担当者の変更（介護支援専門員でない場合）**

＜必要書類＞

(1)　変更届出書（様式第一号（五）又は第二号（四））

(2)　指定等に係る記載事項（付表第二号（七））

(3)　従業者の勤務体制及び勤務形態一覧（標準様式１）

(4)　計画作成担当者の経歴書(実務経験を確認できるもの)

(5)　実務経験証明書

(6) 研修（実践者研修又は基礎課程）修了証明書の写し**第１０　割引率の設定、変更及び廃止**

１　割引率の設定、変更及び廃止については、「届出の受理日が属する月の翌月（受理日が月の初日である場合は当該月）からの適用」となります。

２　対象事業

割引率の設定が可能なサービスは、訪問介護・第一号訪問事業、（介護予防）訪問入浴介護、通所介護・第一号通所事業、（介護予防）短期入居者生活介護、（介護予防）特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型サービス（介護予防含む）です。

＜必要書類＞

(1)　介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（様式２、３－２又は５０）

(2)　介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙１－１、１－２、１－３又は１－４）

(3)　介護給付費等の割引に係る割引率の設定について（別紙５、５－２又は５１）

(4)　運営規程（変更後のもの）

＜留意事項＞

・(3)の別紙５については、次の例を参考に記載してください。

＜例＞

|  |  |
| --- | --- |
| 割引率 | 適用条件 |
| １０％ | 毎日　午後２時から午後４時まで |
| ５％ | 日曜日、祝日 |

・(4)について、運営規程において利用料を「介護報酬の告示上の額」と定めている事業所については、告示上の額とは異なる利用料を設定することになるため、運営規程についても変更の届出が必要になります。

＜運営規程　変更例＞

（利用料等）

第○条　指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」から別添のとおり割引いた額によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載されている利用者負担の割合の支払を受けるものとする。

２　法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」から別添のとおり割り引いた額とする。

※別添として、割引率の適用条件を定めた一覧等を作成して添付してください。

**第１１　事業の休止・再開及び廃止　★**

**１　廃止**

(1)　事業を廃止する場合は、**廃止予定日の１か月前までに届出を行う必要があります**。

(2)　**廃止を検討した時点で必ず福祉指導課に相談を行ってください**。

(3)　届出に当たっては、利用者及びその家族、介護支援専門員等に説明を行った上で、現に存する利用者を他の事業所に紹介する等、利用者処遇に欠けることがないようにしてください。利用者等への説明が行われていない場合、利用者処遇が定まっていない場合は、届出を受理することができません。

(4)　補助金等を受けて開始した事業を廃止する場合は、当該補助金の精算手続きが必要となることがあります。整備補助担当部局と協議を行ってください。

(5)　介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び養護老人ホームについては、届出によって廃止等を行うことはできません。福祉指導課に相談を行ってください。

(6)　介護職員等処遇改善加算の算定を行っている場合であって、廃止を行うことにより今後算定年度における加算の支払いが見込まれなくなる場合は、年度途中であっても介護職員等処遇改善加算の実績報告書の提出を行ってください。

**■廃止する場合（廃止予定日の１か月前までに届出）**

＜必要書類＞

(1)　廃止・休止届出書（様式第一号（七）、第二号（三）又は第三号（三））

(2)　利用者に対する措置状況（様式任意）

(3)　現に有効な指定・許可通知書（原本）

※指定・許可通知書を用意できない場合

・用意できない理由を示す書類（様式任意）

(4)　老人居宅生活支援事業廃止等届出書（様式第２２号）、老人デイサービスセンター等廃止等届出書（様式第２５号）又は養護老人ホーム等廃止等認可申請書（様式第２９号）（該当する事業のみ）

※高槻市外に所在する事業所は提出不要

＜留意事項＞

・(2)については、「利用者○人をＡ事業所へ引継ぎ」等利用者の処遇について記載してください。利用者の氏名等の個人情報は記入しないでください。なお、様式第一号（七）、第二号（三）又は第三号（三）の「現にサービス又は支援を受けていた者に対する措置」欄に必要事項を記載できる場合は、提出不要です。

・(4)について、老人福祉法上の変更（４ページ）を参照してください。

**２　休止**

(1)　事業を休止する場合は、**休止予定日の１か月前までに届出を行う必要があります。**

(2)　**休止を検討した時点で必ず福祉指導課に相談を行ってください。**

(3)　届出に当たっては、利用者及びその家族、介護支援専門員等に説明を行った上で、現に存する利用者を他の事業所に紹介する等、利用者処遇に欠けることがないようにしてください。利用者等への説明が行われていない場合、利用者処遇が定まっていない場合は、届出を受理することができません。

(4)　休止期間は、最大６か月です。

(5)　休止期間中は、指定・開設許可の更新申請を行うことはできません。指定・開設許可を更新するためには、指定・開設許可の有効期間満了日までに事業を再開した上で申請を行ってください。有効期間満了日までに指定・開設許可の更新を受けなかった場合、指定・開設許可は効力を失います。

**■休止する場合（休止予定日の１か月前までに届出）**

＜必要書類＞

(1)　廃止・休止届出書（様式第一号（七）、第二号（三）又は第三号（三））

(2)　利用者に対する措置状況（様式任意）

(3)　老人居宅生活支援事業廃止等届出書（様式第２２号）、老人デイサービスセンター等廃止等届出書（様式第２５号）又は養護老人ホーム等廃止等認可申請書（様式第２９号）（該当する事業のみ）

※高槻市外に所在する事業所は提出不要

 (4)　再開に向けた取組計画書（任意様式）

＜留意事項＞

・(2)については、「利用者○人をＡ事業所へ引継ぎ」等利用者の処遇について記載してください。利用者の氏名等の個人情報は記入しないでください。なお、様式第一号（七）、第二号（三）又は第三号（三）の「現にサービス又は支援を受けている者に対する措置」欄に必要事項を記載できる場合は、提出不要です。

・(3)について、老人福祉法上の変更（４ページ）を参照してください。

**３　再開**

休止している事業を再開した場合は、当該**再開した日から１０日以内に届出を行ってください**。再開の届出が行われない限り、介護報酬を請求することができません。なお、休止の時点から事業所の体制に変更があった場合は、再開の届出と一緒に変更の届出を提出してください。

**■再開する場合（再開から１０日以内に届出）**

＜必要書類＞

(1)　再開届出書（様式第一号（六）、第二号（五）又は第三号（二））

(2)　指定・許可等に係る記載事項（付表）

(3)　従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）

(4)　変更届出書類一式（休止時から変更がある場合のみ）

＜留意事項＞

事業所の体制に変更があった場合は、併せて変更届出書類一式を提出してください。また、人員基準を満たせないことによる事業の休止から再開した場合、資格を証する書類の写しを求める場合があります。

**第１２　業務管理体制に関する届出**

１　介護サービス事業者には、事業所において法令遵守の義務が履行されるよう、業務管理体制を整備することが義務付けられています。事業者が整備すべき業務管理体制は、下表「事業者が整備すべき業務管理体制について」のとおり指定又は許可を受けている事業所・施設の数に応じて定められています。

２　新規に業務管理体制を整備した場合及び整備すべき業務管理体制に変更があった場合は、下表「業務管理体制の整備に関する事項の届出先について」のとおり所定の届出先に業務管理体制の整備に関する届出システムから届出をすることとなっています。なお、これにより難い事情がある場合は、従前どおり必要書類を郵送等で提出することもできます。詳しくは、下記ページでご確認ください。

https://www.city.takatsuki.osaka.jp/soshiki/30/2300.html

３　事業者が整備すべき業務管理体制について

|  |  |
| --- | --- |
| 業務管理体制の整備の内容 | 事業所又は施設の数 |
| ２０未満 | ２０以上１００未満 | １００以上 |
| 法令遵守責任者の選任 | 必要 | 必要 | 必要 |
| 業務が法令に適合することを確保するための規程の整備 | － | 必要 | 必要 |
| 業務執行の状況の監査 | － | － | 必要 |

＜留意事項＞

(1)　同一事業所が、例えば訪問看護と介護予防訪問看護の指定を併せて受けている場合、事業所等の数は２と数えます。

(2)　病院等が行う居宅サービス（居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーション）であって、健康保険法の規定により保険医療機関又は保険薬局の指定があったときに介護保険法の指定があったものとみなされているみなし指定事業所は除きます。

(3)　総合事業における介護予防・生活支援サービス事業は、事業所等の数から除きます。

(4)　業務管理体制の整備に関する事項の届出先について

　 　④に該当する場合、高槻市への届出となります。届出先の変更（区分の変更）がある場合は、区分の変更の届出が必要となります。

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所・施設の所在状況 | 届出先 |
| ①３つ以上の地方厚生局の区域に所在する事業者 | 厚生労働大臣 |
| ②２つ以上の都道府県、かつ、１又は２の地方厚生局の区域に所在する事業者 | 主たる事務所の所在地の都道府県知事 |
| ③１つの政令指定都市内に所在する事業者 | 所在地である政令指定都市の長 |
| ④１つの中核市内に所在する事業者 | 所在地である中核市の長 |
| ⑤地域密着型サービス（介護予防含む）のみを行う事業者で、指定を受けている事業所が同一市町村内に所在する事業者 | 市町村長 |
| ⑥　①から⑤以外の事業者 | 所在地の都道府県知事 |

４　変更の届出

　次の事項に変更があった場合は、届出が必要です。

(1)　法人の種別、名称

(2)　主たる事務所の所在地、電話、ＦＡＸ番号

(3)　代表者氏名、生年月日

(4)　代表者の住所、職名

(5)　事業所名称等及び所在地

(6)　法令遵守責任者の氏名及び生年月日

(7)　業務が法令に適合することを確保するための規程の概要

(8) 業務執行の状況の監査の方法の概要

５　事業所数が増加した場合

 (1)　事業所の新規指定によって事業所数が増えたが、２０未満又は１００未満にとどまる場合

　　整備すべき業務管理体制の区分が変わらないため、変更の届出は不要です。

 (2)　高槻市内にのみ事業所が存在し、事業所の新規指定によって事業所数が２０以上になった場合、又は１００以上になった場合

　　　整備すべき業務管理体制の区分が変わるため、新たに整備すべき事項に関する届出が必要です。

 (3)　高槻市内のみで事業を行っている事業者が市外においても指定を受ける等届出先が変わる場合

　　　前の届出先（高槻市）と、新しい届出先（大阪府等）の両方に届出が必要です。

６　提出書類

 (1)　新たに整備すべき事項に関する届出及び区分の変更の届出　様式第１号

 (2)　届出事項の変更の届出　様式第２号

**第１３　介護職員等処遇改善加算の算定及び変更**

介護職員等処遇改善加算を算定する場合は、毎年度計画書の届出及び実績の報告が必要です。書類作成上の留意事項については、介護職員等処遇改善加算に係る通知及び本市ホームページを確認してください。

【介護保険】介護職員等処遇改善加算のご案内

https://www.city.takatsuki.osaka.jp/soshiki/30/2312.html

**第１　介護職員等処遇改善加算の算定を新たに開始する場合**

１　提出期限

(1)　年度の当初から算定する場合　指定権者が定める期限まで

(2)　年度の途中から算定する場合　算定を開始する月の前々月の末日まで

２　必要書類

(1)　年度の当初から算定する場合

　別紙様式２－１（処遇改善加算　総括表）

　別紙様式２－２（処遇改善加算　個票）

(2)　年度の途中から算定する場合

　介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙２、３－２又は５０）

　介護給付費算定に係る体制等状況一覧（別紙１－１、１－２、１－３又は１－４）

　別紙様式２－１（処遇改善加算　総括表）

　別紙様式２－２（処遇改善加算　個票）

**第２　年度の途中で介護職員等処遇改善加算の算定を終了する場合**

１　提出期限

　事業所単位で計画書を提出している事業所において、加算が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等がされなくなることが明らかな場合、速やかに届出をしてください。ただし、事業所の廃止に伴い加算の算定を終了する場合は当該届出は不要です。

２　必要書類

(1)　介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙２、３－２又は５０）

(2)　介護給付費算定に係る体制等状況一覧（別紙１－１、１－２、１－３又は１－４）

(3)　誓約書（標準様式６）

**第３　介護職員等処遇改善加算の届出内容に変更が生じた場合**

１　提出期限

　次ページの一覧の提出期限を参照してください。

２　必要書類

(1)　介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙２、３－２又は５０）

(2)　介護給付費算定に係る体制等状況一覧（別紙１－１、１－２、１－３又は１－４）

(3)　変更に係る届出書（別紙様式４）

(4)　次ページの一覧に記載されている提出すべき書類

**第４　事業の継続を図るために、職員の賃金水準（加算による賃金改善分を除く）を引き下げた上で賃金改善を行う場合**

１　提出期限

　随時届出をしてください。

２　必要書類

　特別な事情に係る届出書（別紙様式５）



**第３章　個別の事業に係る届出**

介護給付費算定に係る体制等状況の変更（加算の届出）に係る要件の詳細については、次のとおり実施する事業に応じた算定の基準及び解釈基準を確認してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業種別 | 基準 | 解釈基準 |
| 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハ、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハ、福祉用具貸与、居宅介護支援 | 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（H12厚生省告示第19号） | 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（H12.3.1老企第36号） |
| 短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院 | 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（H12.3.8老企第40号） |
| 介護予防サービス | 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（H18厚生労働省告示第127号） | 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（H18.3.17老計発0317001老振発0317001老老発0317001）（※１） |
| 地域密着型サービス | 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（H18厚生省告示第126号） | 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（H18.3.31老計発0331005老振発0331005老老発0331018） |
| 地域密着型介護予防サービス | 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（H18厚生労働省告示第128号） | 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（H18.3.31老計発0331005老振発0331005老老発0331018） |
| 第一号事業 | 高槻市介護予防・日常生活支援総合事業第１号事業支給費の額等を定める要綱 | ※１と同じ |

**第１　訪問介護・第一号訪問事業**

**第１　利用者の推定数の変更**

＜必要書類＞

(1)　変更届出書（様式第一号（五）又は第三号（一））

(2)　指定等に係る記載事項（付表第一号（一）又は第三号（一））

**第２　サービス提供責任者又は訪問事業責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴**

　次の場合には届出が必要です。

・サービス提供責任者又は訪問事業責任者を変更（増員、減員、交代）する場合

・婚姻、引越し、住居表示の変更等により氏名・住所が変わる場合

**１　サービス提供責任者又は訪問事業責任者の変更（増員、減員、交代）**

＜必要書類＞

(1)　変更届出書（様式第一号（五）又は第三号（一））

(2)　指定等に係る記載事項（付表第一号（一）又は第三号（一））

(3)　従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）

(4)　資格を証する書類の写し（増員、交代の場合のみ）

(5)　老人居宅生活支援事業変更届出書（様式第２１号）

※高槻市外に所在する事業所は提出不要

＜留意事項＞

(5)については、老人福祉法上の変更（４ページ）を参照してください。

**２　サービス提供責任者又は訪問事業責任者の婚姻・転居等による氏名・住所の変更**

＜必要書類＞

(1)　変更届出書（様式第一号（五）又は第三号（一））

(2)　指定等に係る記載事項（付表第一号（一）又は第三号（一））

**第３　施設区分の変更（通院等乗降介助算定可能事業所への変更）**

＜必要書類＞

(1)　介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙２又は５０）

(2)　介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙１－１又は１－４）

(3)　誓約書（標準様式６）

 (4)　 通院等乗降介助の算定を申出る訪問介護事業所のサービス提供体制等確認票

(5) 運営規程（変更後のもの）

＜留意事項＞

(5)については、併せて運営規程の変更が必要です。１７ページを参照してください。

**第４　介護給付費算定に係る体制等状況の変更**

次の必要書類（共通）及び必要書類（個別）を提出してください。加算の算定を取り下げる場合は、必要書類（共通）のみを提出してください。

|  |
| --- |
| **＜必要書類（共通）＞**(1)　介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙２又は５０）(2)　介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙１－１又は１－４）(3)　誓約書（標準様式６） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 届出を行う体制等 | 必要書類（個別） |
| 1 | **定期巡回・随時対応サービスに関する状況** | (4)定期巡回・随時対応サービスに関する状況等に係る届出書（訪問介護事業所）（別紙８）(5)２４時間連絡体制が確認できる書類（重要事項説明書等） |
| 2 | **高齢者虐待防止措置未実施減算** | 【減算の開始を届け出る場合】必要書類（共通）のみ。【減算の終了を届け出る場合】(4)虐待の防止のための対策を検討する委員会開催予定表(5)虐待の防止のための指針(6)虐待の防止のための従業者への研修計画表(7)虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置がわかるもの |
| 3 | **業務継続計画未実施減算** | 【減算の開始を届け出る場合】必要書類（共通）のみ。【減算の終了を届け出る場合】(4)業務継続計画(5)業務継続計画に係る必要な研修及び訓練計画表 |
| 4 | **特定事業所加算** | (4)特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅳ）に係る届出書（訪問介護事業所）（別紙９）又は特定事業所加算（Ⅴ）に係る届出書（訪問介護事業所）（別紙９－２）(5)重度要介護者等対応要件の割合に関する計算書（特定事業所加算（Ⅰ）・（Ⅲ）のみ）（別紙９－３）※上記「別紙９」、「別紙９－２」に示している資料も提出してください。 |
| 5 | **同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供）** | 【減算の開始を届け出る場合】【減算の終了を届け出る場合】必要書類（共通）のみ。 |
| 6 | **同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供割合９０％以上）** | (4)訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書（別紙１０）＜留意事項＞・全事業所が６月ごとに別紙１０を作成する必要があります。詳細は、通知及びホームページを確認してください。・６月ごとに減算に該当するか否かの判定が行われます。減算あり→なし又はなし→ありに判定が変更された場合は、変更の届出を提出してください。 |
| 7 | **口腔連携強化加算** | (4)口腔連携強化加算に関する届出書（別紙１１）(5)連携歯科医療機関との連携の内容が分かる書類（契約書等）の写し |
| 8 | **認知症専門ケア加算** | (4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)認知症専門ケア加算に係る届出書（別紙１２）(6)資格を証する書類の写し＜留意事項＞(6)は、認知症介護実践リーダー研修又は認知症看護に係る適切な研修（加算Ⅰ）、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者研修又は認知症看護に係る適切な研修（加算Ⅱ）の修了書を提出してください。 |

注１　介護職員等処遇改善加算については、第２章第１３を参照してください。

２　生活援助訪問サービスについては、届出が必要な加算及び減算はありません。

３　平成３０年４月以降、新たに初任者研修修了者をサービス提供責任者として配置することはできません。

４　「共生型サービスの提供」については、届出により変更することはできません。今まで「なし」で届け出ている事業所は、今後も同様としてください。

**第２　訪問入浴介護（介護予防含む）**

**第１　介護給付費算定に係る体制等状況の変更**

次の必要書類（共通）及び必要書類（個別）を提出してください。加算の算定を取り下げる場合は、必要書類（共通）のみを提出してください。

|  |
| --- |
| **＜必要書類（共通）＞**(1)　介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙２）(2)　介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙１－１又は１－２）(3)　誓約書（標準様式６） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 届出を行う体制等 | 必要書類 |
| 1 | **高齢者虐待防止措置未実施減算** | 【減算の開始を届け出る場合】必要書類（共通）のみ。【減算の終了を届け出る場合】(4)虐待の防止のための対策を検討する委員会開催予定表(5)虐待の防止のための指針(6)虐待の防止のための従業者への研修計画表(7)虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置がわかるもの |
| 2 | **業務継続計画未実施減算** | 【減算の開始を届け出る場合】必要書類（共通）のみ。【減算の終了を届け出る場合】(4)業務継続計画(5)業務継続計画に係る必要な研修及び訓練計画表 |
| 3 | **認知症専門ケア加算** | (4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)認知症専門ケア加算に係る届出書（別紙１２）(6)資格を証する書類の写し＜留意事項＞(6)は、認知症介護実践リーダー研修又は認知症看護に係る適切な研修（加算Ⅰ）、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者研修又は認知症看護に係る適切な研修（加算Ⅱ）の修了書を提出してください。 |
| 4 | **看取り連携体制加算** | (4)看取り連携体制加算に係る届出書（別紙１３）※上記「別紙１３」に示している資料も提出してください。 |
| 5 | **サービス提供体制強化加算** | (4)サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙１４）(5)有資格者等の割合の参考計算書（別紙７－２）（有資格者の割合又は勤続年数）※上記「別紙１４」に示している資料も提出してください。 |

注　介護職員等処遇改善加算については、第２章第１３を参照してください。

**第３　訪問看護（介護予防含む）**

医療みなし事業所については、「医療みなし事業所に係る変更届出の案内」も参照してください。

**第１　病院若しくは診療所又はその他の訪問看護事業所のいずれかの別の変更**

(1)　変更届出書（様式第一号（五））

(2)　指定等に係る記載事項（付表第一号（三））

(3)　運営規程（変更があった場合のみ）

(4)　変更が生じたことを証する書類（写しでも可）

**第２　介護給付費算定に係る体制等状況の変更**

次の必要書類（共通）及び必要書類（個別）を提出してください。加算の算定を取り下げる場合は、必要書類（共通）のみを提出してください。

|  |
| --- |
| **＜必要書類（共通）＞**(1)　介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙２）(2)　介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙１－１又は１－２）＜サテライト型事業所を設置している場合＞介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙１－１又は１－２の「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の状況」も記載して提出）(3)　誓約書（標準様式６） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 届出を行う体制等 | 必要書類 |
| 1 | **高齢者虐待防止措置未実施減算** | 【減算の開始を届け出る場合】必要書類（共通）のみ。【減算の終了を届け出る場合】(4)虐待の防止のための対策を検討する委員会開催予定表(5)虐待の防止のための指針(6)虐待の防止のための従業者への研修計画表(7)虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置がわかるもの |
| 2 | **業務継続計画未実施減算** | 【減算の開始を届け出る場合】必要書類（共通）のみ。【減算の終了を届け出る場合】(4)業務継続計画(5)業務継続計画に係る必要な研修及び訓練計画表 |
| 3 | **・緊急時訪問看護加算****・緊急時介護予防訪問看護加算** | (4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)緊急時（介護予防）訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書（別紙１６）※上記「別紙１６」に示している資料も提出してください。 |
| 4 | **・特別管理加算****・ターミナルケア加算** | (4)緊急時（介護予防）訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書（別紙１６） |
| 5 | **専門管理加算** | (4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)専門管理加算に係る届出書（別紙１７）※上記「別紙１7」に示している資料も提出してください。 |
| 6 | **看護体制強化加算** | (4)看護体制強化加算に係る届出書（別紙１９） |
| 7 | **口腔連携強化加算** | (4)口腔連携強化加算に関する届出書（別紙１１）(5)連携歯科医療機関との連携の内容が分かる書類（契約書等）の写し |
| 8 | **サービス提供体制強化加算** | (4)サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙１４－２）(5)有資格者等の割合の参考計算書（別紙７－２）（勤続年数）※上記「別紙１４－２」に示している資料も提出してください。 |
| 9 | **定期巡回・随時対応サービス連携** | 【新たに連携体制を構築する場合】(4)訪問看護事業所における定期巡回・随時対応型訪問介護看護連携に係る届出書（別紙１５）(5)訪問看護事業所との契約内容が分かる書類（契約書等）の写し＜留意事項＞・運営規程を変更する場合は、介護給付費算定に係る体制等状況の届出とは別に、運営規程の変更届出が必要です。１７ページ「■下記以外の記載事項の変更」を参照してください。運営規程に記載がない場合は届出不要です。【連携体制を終了する場合】必要書類（共通）を提出してください。＜留意事項＞　・運営規程を変更する場合は、介護給付費算定に係る体制等状況の届出とは別に、運営規程の変更届出が必要です。１７ページ「■下記以外の記載事項の変更」を参照してください。運営規程に記載がない場合は届出不要です。 |

**第３　サテライト型事業所の設置及び廃止**

届出を行うに当たっては、必ず福祉指導課に事前に相談を行ってください。

**１　サテライト型事業所の設置**

＜必要書類＞

(1)　変更届出書（様式第一号（五））

(2)　指定等に係る記載事項（付表第一号（三））

(3)　運営規程（変更後のもの）

(4)　誓約書（標準様式６）

(5)　組織体制図

(6)　従業者の勤務体制及び勤務形態一覧（標準様式１）

(7)　賃貸借契約書の写し（法人所有でない場合）

(8)　平面図（標準様式３）

(9) サテライト型事業所の設置の要件に該当することを確認した旨の書類（様式任意）

(**10**)　介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙２）

(**1１**)　介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙１－１及び１－２（別紙にある「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の状況」も記載して提出））

＜留意事項＞

サテライト型事業所の設置を検討した段階で福祉指導課に相談を行ってください。また、高槻市内にサテライト事業所を設置する場合は、都市計画法・消防法上の協議を要するため、都市創造部審査指導課（６７４－７５６７）・消防本部中消防署（６７４－７９９５）又は北消防署（６８７－０１１９）へも確認を行ってください。

他の事業所・施設と併設する場合、当該事業所・施設に係る変更の届出が必要になることがあります。

・(9)について、下記の要件の全てに該当することを確認してください。

　ア　利用申込みに係る調整、指定訪問看護の提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。

　イ　職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されていること。必要な場合に随時、主たる事業所や他の出張所との間で相互支援が行われる体制（例えば、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること。

　ウ　苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。

　エ　事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められること。

　オ　人事、給与、福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること。

**２　サテライト型事業所の廃止**

＜必要書類＞

(1)　変更届出書（様式第一号（五））

(2)　指定等に係る記載事項（付表第一号（三））

(3)　誓約書（標準様式６）

(4)　組織体制図

(5)　介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙２）

(6)　介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙１－１及び１－２（別紙にある「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の状況」も記載して提出）））

＜留意事項＞

・廃止の届出とは別に、運営規程の変更届出が必要です。１７ページ「■下記以外の記載事項の変更」を参照してください。

例）サテライト型事業所を11月30日まで営業する場合

廃止届出書の異動日=11月30日、運営規程の変更届出書の異動日=12月1日

**第４　訪問リハビリテーション（介護予防含む）**

医療みなし事業所については、「医療みなし事業所に係る変更届出の案内」も参照してください。

**第１　病院若しくは診療所、介護老人保健施設又は介護医療院のいずれかの別の変更**

＜必要書類＞

(1)　変更届出書（様式第一号（五））

(2)　指定等に係る記載事項（付表第一号（四））

(3)　運営規程（変更があった場合のみ）

(4)　変更が生じたことを証する書類（写しでも可）

**第２　介護給付費算定に係る体制等状況の変更**

次の必要書類（共通）及び必要書類（個別）を提出してください。加算の算定を取り下げる場合は、必要書類（共通）のみを提出してください。

|  |
| --- |
| **＜必要書類（共通）＞**(1)　介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙２）(2)　介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙１－１又は１－２）(3)　誓約書（標準様式６） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 届出を行う体制等 | 必要書類（個別） |
| 1 | **高齢者虐待防止措置未実施減算** | 【減算の開始を届け出る場合】必要書類（共通）のみ。【減算の終了を届け出る場合】(4)虐待の防止のための対策を検討する委員会開催予定表(5)虐待の防止のための指針(6)虐待の防止のための従業者への研修計画表(7)虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置がわかるもの |
| 2 | **業務継続計画未実施減算** | 【減算の開始を届け出る場合】必要書類（共通）のみ。【減算の終了を届け出る場合】(4)業務継続計画(5)業務継続計画に係る必要な研修及び訓練計画表 |
| 3 | **・リハビリテーションマネジメント加算【予防除く】** | 必要書類（共通）のみ。＜留意事項＞リハビリテーションマネジメント加算（ロ）については、LIFEへの登録が必要です。 |
| 4 | **口腔連携強化加算** | (4)口腔連携強化加算に関する届出書（別紙１１）(5)連携歯科医療機関との連携の内容が分かる書類（契約書等）の写し |
| 5 | **移行支援加算** | (4) 訪問リハビリテーション事業所における移行支援加算に係る届出書（別紙２０） |
| 6 | **サービス提供体制強化加算** | (4)サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙１４－２）(5)勤続年数証明書（標準様式１１）※上記「別紙１４－２」に示している資料も提出してください。  |

**第５　居宅療養管理指導（介護予防含む）**

医療みなし事業所については、「医療みなし事業所に係る変更届出の案内」も参照してください。

**第１　病院、診療所又は薬局の別の変更**

事業所の区分を変更する場合に変更の届出が必要です。届出を行うに当たっては、必ず事前に福祉指導課に連絡を行ってください。

＜必要書類＞

(1)　変更届出書（様式第一号（五））

(2)　指定等に係る記載事項（付表第一号（五））

(3)　運営規程（変更があった場合のみ）

(4)　変更が生じたことを証する書類（写しでも可）

**第２　介護給付費算定に係る体制等状況の変更**

次の必要書類（共通）及び必要書類（個別）を提出してください。加算の算定を取り下げる場合は、必要書類（共通）のみを提出してください。

|  |
| --- |
| **＜必要書類（共通）＞**(1)　介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙２）(2)　介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙１－１又は１－２）(3)　誓約書（標準様式６） |

【**薬剤師が行う場合**】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 届出を行う体制等 | 必要書類（個別） |
| 1 | **医療用麻薬持続注射療法加算** | (4) 麻薬小売業者の免許の写し(5) 高度管理医療機器の販売業の許可書の写し |
| 2 | **在宅中心静脈栄養法加算** | (4)高度管理医療機器の販売業の許可書の写し又は管理医療機器の販売業の届出がわかるもの |

**第６　通所介護・第一号通所事業**

地域密着型通所介護と一体的に運営している第一号通所事業については、第２３の地域密着型通所介護に係る案内を確認してください。

**第１　病院、診療所又は訪問看護ステーションとの連携体制の変更**

病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により看護職員を確保している事業所については、新たに連携を行う又は連携の体制を変更する場合は、変更の届出が必要です。

＜必要書類＞

(1)　変更届出書（様式第一号（五）又は第三号（一））

(2)　指定等に係る記載事項（付表第一号（六）又は第三号（二））

(3)　運営規程（変更があった場合のみ）

(4)　病院等との連携の内容が分かる書類（契約書等）の写し（新規又は変更があった場合のみ）

**第２　介護給付費算定に係る体制等状況の変更**

次の必要書類（共通）及び必要書類（個別）を提出してください。加算の算定を取り下げる場合は、必要書類（共通）のみを提出してください。

|  |
| --- |
| **＜必要書類（共通）＞**(1)　介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙２又は５０）(2)　介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙１－１又は１－４）(3)　誓約書（標準様式６） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 届出を行う体制等 | 必要書類（個別） |
| 1 | **職員の欠員による減算の状況** | (4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)資格を証する書類の写し（減算を終了するときのみ）＜留意事項＞人員基準を満たさない可能性が生じた場合は、事業の休止等を検討する必要があるため、直ちに福祉指導課に相談を行ってください。 |
| 2 | **高齢者虐待防止措置未実施減算** | 【減算の開始を届け出る場合】必要書類（共通）のみ。【減算の終了を届け出る場合】(4)虐待の防止のための対策を検討する委員会開催予定表(5)虐待の防止のための指針(6)虐待の防止のための従業者への研修計画表(7)虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置がわかるもの |
| 3 | **業務継続計画未策定減算** | 【減算の開始を届け出る場合】必要書類（共通）のみ。【減算の終了を届け出る場合】(4)業務継続計画(5)業務継続計画に係る必要な研修及び訓練計画表 |
| 4 | **時間延長サービス体制** | (4)運営規程（変更後のもの）＜留意事項＞時間延長サービスに係るサービス提供時間が記載されている必要があります。併せて運営規程の変更が必要です。１７ページを参照してください。 |
| 5 | **生活相談員配置等加算【共生型事業所のみ】** | (4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)生活相談員配置等加算に係る届出書（別紙２１）(6)資格を証する書類の写し＜留意事項＞(6)は、生活相談員の資格を証する書類を提出してください。　 |
| 6 | **入浴介助加算** | (4)運営規程（変更があった場合のみ）(5)入浴介助に関する研修を実施したこと又は実施することが分かる資料(6)浴室部分の状況が分かる平面図＜留意事項＞提供するサービスの内容として、入浴介助が位置付けられている必要があります。併せて運営規程の変更となる可能性があります。１７ページを参照してください。 |
| 7 | **中重度者ケア体制加算** | (4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)中重度者ケア体制加算に係る届出書（別紙２２）(6)利用者の割合に関する計算書（中重度者ケア体制加算）（別紙２２－２）(7)資格を証する書類の写し＜留意事項＞(7)は、看護職員を証する書類を提出してください。 |
| 8 | **・個別機能訓練加算****・栄養アセスメント加算****・栄養改善体制****・口腔機能向上加算** | (4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)資格を証する書類の写し＜留意事項＞(5)は、次の資格を証する書類を提出してください。・個別機能訓練加算　理学療法士等・栄養改善体制及び栄養アセスメント加算　管理栄養士・口腔機能向上加算　言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員個別機能訓練加算Ⅱ、栄養アセスメント加算、口腔機能向上加算Ⅱについては、LIFEへの登録が必要です。 |
| 9 | **認知症加算** | (4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)認知症加算に係る届出書（別紙２３）(6)利用者の割合に関する計算書（認知症加算）（別紙２３－２）(7)資格を証する書類の写し＜留意事項＞(7)は、認知症介護の指導に係る専門的な研修等の受講を証する書類を提出してください。 |
| 10 | **・若年性認知症利用者受入加算****・生活機能向上グループ活動加算【予防】****・一体的サービス複数実施加算【予防】****・科学的介護推進体制加算** | 必要書類（共通）のみ。＜留意事項＞科学的介護推進体制加算については、LIFEへの登録が必要です。 |
| 11 | **サービス提供体制強化加算** | (4)サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙１４－３）(5)サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙１４－７）(6)有資格者等の割合の参考計算書（別紙７－２）（有資格者の割合又は勤続年数） |
| 12 | **生活機能向上連携加算** | (4)訪問リハビリテーション事業所等との連携体制が確認できる契約書等の写し |
| 13 | **ＡＤＬ維持等加算** | ＡＤＬ維持等加算Ⅰ及びⅡ：必要書類（共通）のみ＜留意事項＞①算定を開始しようとする月の前年度同月に届出を行ってください。②LIFEに登録し、評価対象期間（加算の算定を開始する月の前年の同月から１２ヶ月後まで）の測定結果を入力してください。③入力した結果、算定要件を満たした場合、算定可能です。 |
| 14 | **感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合** | (4)感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価　届出様式(5)利用延人数計算シート＜留意事項＞　延長の場合についても同様の書類を添付してください。 |

注１　介護職員等処遇改善加算については、第２章第１３を参照してください。

２　短時間通所サービスについては、届出が必要な加算及び減算はありません。

３　「共生型サービスの提供」については、届出により変更することはできません。今まで「なし」で届け出ている事業所は、今後も同様としてください。

**第７　通所リハビリテーション（介護予防含む）**

医療みなし事業所については、「医療みなし事業所に係る変更届出の案内」も参照してください。

**第１　介護給付費算定に係る体制等状況の変更**

次の必要書類（共通）及び必要書類（個別）を提出してください。加算の算定を取り下げる場合は、必要書類（共通）のみを提出してください。

|  |
| --- |
| **＜必要書類（共通）＞**(1)　介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙２）(2)　介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙１－１又は１－２）(3)　誓約書（標準様式６） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 届出を行う体制等 | 必要書類（個別） |
| 1 | **職員の欠員による減算の状況** | (4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)資格を証する書類の写し（減算を終了するときのみ）＜留意事項＞人員基準を満たさない可能性が生じた場合は、事業の休止等を検討する必要があるため、直ちに福祉指導課に相談を行ってください。 |
| 2 | **高齢者虐待防止措置未実施減算** | 【減算の開始を届け出る場合】必要書類（共通）のみ。【減算の終了を届け出る場合】(4)虐待の防止のための対策を検討する委員会開催予定表(5)虐待の防止のための指針(6)虐待の防止のための従業者への研修計画表(7)虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置がわかるもの |
| 3 | **業務継続計画未策定減算** | 【減算の開始を届け出る場合】必要書類（共通）のみ。【減算の終了を届け出る場合】(4)業務継続計画(5)業務継続計画に係る必要な研修及び訓練計画表 |
| 4 | **時間延長サービス体制** | (4)運営規程（変更後のもの）＜留意事項＞時間延長サービスに係るサービス提供時間が記載されている必要があります。併せて運営規程の変更が必要です。１７ページを参照してください。 |
| 5 | **入浴介助加算** | (4)運営規程（変更があった場合のみ）(5)浴室部分の状況が分かる平面図＜留意事項＞提供するサービスの内容として、入浴介助が位置付けられている必要があります。併せて運営規程の変更となる可能性があります。１７ページを参照してください。 |
| 6 | **リハビリテーションマネジメント加算（イ）・（ロ）【予防除く】** | (4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）＜留意事項＞リハビリテーションマネジメント加算（ロ）は、LIFEへの登録が必要です。 |
| 7 | **・短期集中個別リハビリテーション実施加算****・若年性認知症利用者受入加算****・科学的介護推進体制加算** | (4) 必要書類（共通）のみ＜留意事項＞科学的介護推進体制加算については、LIFEへの登録が必要です。 |
| 8 | **認知症短期集中リハビリテーション実施加算** | (4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)資格を証する書類の写し(6)医師の研修修了証の写し（該当する場合のみ） |
| 9 | **・リハビリテーションマネジメント加算（ハ）【予防除く】****・リハビリテーション提供体制加算****・生活行為向上リハビリテーション実施加算****・栄養改善体制****・口腔機能向上加算** | (4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)資格を証する書類の写し＜留意事項＞口腔機能向上加算及びリハビリテーションマネジメント加算（ハ）については、LIFEへの登録が必要です。 |
| 10 | **中重度者ケア体制加算** | (4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)中重度者ケア体制加算に係る届出書（別紙２２）(6)利用者の割合に関する計算書（中重度者ケア体制加算）（別紙２２－２）(7)資格を証する書類の写し＜留意事項＞(7)は、看護職員の資格を証する書類を提出してください。 |
| 11 | **移行支援加算** | (4)通所リハビリテーション事業所における移行支援加算に係る届出書（別紙２４） |
| 12 | **サービス提供体制強化加算** | (4)サービス提供体制強化加算に関する届出書（通所型サービス）（別紙１４－３）(5)有資格者等の割合の参考計算書（別紙７－２）（有資格者の割合又は勤続年数） |
| 13 | **感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合** | (4)感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価　届出様式(5)利用延人数計算シート＜留意事項＞　延長の場合についても同様の書類を添付してください。 |
| 14 | **施設等の区分のうち「大規模の事業所（特例）」に該当する場合** | (4) 必要書類（共通）のみ＜留意事項＞提出の必要はありませんが、大規模型事業所（特例）計算シートを参照してください。 |

注　介護職員等処遇改善加算については、第２章第１３を参照してください。

**第８　短期入所生活介護（介護予防含む）**

**第１　併設型事業所又は空床利用型事業所のいずれかの別の変更**

事業所の区分を変更する場合に変更の届出が必要です。届出を行うに当たっては、必ず事前に福祉指導課に連絡を行ってください。

＜必要書類＞

(1)　変更届出書（様式第一号（五））

(2)　指定等に係る記載事項（付表第一号（八）、（九）又は（十））

(3)　運営規程（変更があった場合のみ）

(4)　変更が生じたことを証する書類（写しでも可）

**第２　併設する特別養護老人ホームの入所者の定員の変更（併設型事業所のみ）**

併設型事業所については、併設する特別養護老人ホームの入所者の定員に変更があった場合は、変更の届出が必要です。

＜必要書類＞

(1)　変更届出書（様式第一号（五））

(2)　指定等に係る記載事項（付表第一号（八）、（九）又は（十））

(3)　運営規程（変更があった場合のみ）

(4)　介護老人福祉施設の変更届出を提出している場合は、その写し

(5)　老人居宅生活支援事業変更届出書（様式第２１号）

＜留意事項＞

　(5)については、老人福祉法上の変更（４ページ）を参照してください。

**第３　介護給付費算定に係る体制等状況の変更**

次の必要書類（共通）及び必要書類（個別）を提出してください。加算の算定を取り下げる場合は、必要書類（共通）のみを提出してください。

|  |
| --- |
| **＜必要書類（共通）＞**(1)　介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙２）(2)　介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙１－１又は１－２）(3)　誓約書（標準様式６） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 届出を行う体制等 | 必要書類（個別） |
| 1 | **看護体制加算** | (4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)資格を証する書類の写し(6)２４時間連絡体制が確認できる書類（重要事項説明書等）(7)看護体制加算に係る届出書（短期入所生活介護事業所）（別紙２５） |
| 2 | **夜間勤務条件基準** | 【減算の開始を届け出る場合】必要書類（共通）のみ。【減算の終了を届け出る場合】(4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)資格を証する書類の写し【テクノロジーを導入する場合】(6) テクノロジーを導入する場合の夜間の人員配置基準（従来型）に係る届出書（別紙７－３）※上記「別紙７－３」に示している資料も提出してください。 |
| 3 | **・職員の欠員による減算****・ユニットケア体制****・機能訓練指導体制****・個別機能訓練加算****・療養食加算** | (4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)資格を証する書類の写し（減算を終了するときのみ） |
| 4 | **身体拘束廃止取組の有無** | (4)改善計画書（様式任意、減算の開始を届け出る場合）(5)改善報告書（様式任意、減算の終了を届け出る場合） |
| 5 | **高齢者虐待防止措置未実施減算** | 【減算の開始を届け出る場合】必要書類（共通）のみ。【減算の終了を届け出る場合】(4)虐待の防止のための対策を検討する委員会開催予定表(5)虐待の防止のための指針(6)虐待の防止のための従業者への研修計画表(7)虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置がわかるもの |
| 6 | **業務継続計画未策定減算** | 【減算の開始を届け出る場合】必要書類（共通）のみ。【減算の終了を届け出る場合】(4)業務継続計画(5)業務継続計画に係る必要な研修及び訓練計画表 |
| 7 | **認知症専門ケア加算** | (4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)認知症専門ケア加算に係る届出書（別紙１２－２）(6)資格を証する書類の写し＜留意事項＞(6)は、認知症介護実践リーダー研修又は認知症看護に係る適切な研修（加算Ⅰ）、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者研修又は認知症看護に係る適切な研修（加算Ⅱ）の修了書を提出してください。 |
| 8 | **生活機能向上連携加算** | (4)訪問リハビリテーション事業所等との連携体制が確認できる契約書等の写し |
| 9 | **医療連携強化加算** | (4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)医療連携強化加算に係る届出書（短期入所生活介護事業所）（別紙２６）※上記「別紙１６」に示している資料も提出してください。 |
| 10 | **看取り連携体制加算** | (4)看取り連携体制加算に係る届出書（別紙１３）※上記「別紙１３」に示している資料も提出してください。 |
| 11 | **夜勤職員配置加算** | (4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）【テクノロジーを導入し算定する場合】(5) テクノロジーの導入による夜勤職員配置加算に係る届出書（別紙２７）※上記「別紙２７」に示している資料も提出してください。 |
| 12 | **・若年性認知症利用者受入加算****・送迎体制** | 必要書類（共通）のみ。 |
| 13 | **口腔連携強化加算** | (4)口腔連携強化加算に関する届出書（別紙１１）(5)連携歯科医療機関との連携の内容が分かる書類（契約書等）の写し |
| 14 | **生産性向上推進体制加算** | (4)生産性向上推進体制加算に係る届出書（別紙２８）※上記「別紙２８」に示している資料も提出してください。 |
| 15 | **サービス提供体制強化加算** | (4)サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙１４－４）(5)有資格者等の割合の参考計算書（別紙７－２）（有資格者の割合、勤続年数又は常勤職員の割合） |
| 16 | **生活相談員配置等加算【共生型事業所のみ】** | (4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)生活相談員配置等加算に係る届出書（別紙２１）(6)資格を証する書類の写し＜留意事項＞(6)は、生活相談員の資格を証する書類を提出してください。　 |

注　介護職員等処遇改善加算については、第２章第１３を参照してください。

**第９　短期入所療養介護（介護予防含む）**

医療みなし事業所については、「医療みなし事業所に係る変更届出の案内」も参照してください。

**第１　介護老人保健施設、病院又は診療所若しくは介護医療院の別の変更**

＜必要書類＞

(1)　変更届出書（様式第一号（五））

(2)　指定等に係る記載事項（付表第一号（十一））

(3)　運営規程（変更があった場合のみ）

(4)　変更が生じたことを証する書類（写しでも可）

**第２　介護給付費算定に係る体制等状況の変更**

次の必要書類（共通）及び必要書類（個別）を提出してください。加算の算定を取り下げる場合は、必要書類（共通）のみを提出してください。

|  |
| --- |
| **＜必要書類（共通）＞**(1)　介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙２）(2)　介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙１－１又は１－２） (3)　誓約書（標準様式６） |

【**介護老人保健施設**】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 届出を行う体制等 | 必要書類（個別） |
| 1 | **・夜間勤務条件基準****・夜間職員配置加算** | (4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１） |
| 2 | **・職員の欠員による減算の状況****・ユニットケア体制****・療養食加算** | (4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)資格を証する書類の写し＜留意事項＞・介護老人保健施設と一体的な取扱いが行われるため、介護老人保健施設について変更が生じた場合は、短期入所療養介護についても変更の届出を行ってください。・人員基準を満たさない可能性が生じた場合は、事業の休止等を検討する必要があるため、直ちに福祉指導課に相談を行ってください。 |
| 3 | **身体拘束廃止取組の有無** | (4)改善計画書（様式任意、減算の開始を届け出る場合）(5)改善報告書（様式任意、減算の終了を届け出る場合） |
| 4 | **高齢者虐待防止措置未実施減算** | 【減算の開始を届け出る場合】必要書類（共通）のみ。【減算の終了を届け出る場合】(4)虐待の防止のための対策を検討する委員会開催予定表(5)虐待の防止のための指針(6)虐待の防止のための従業者への研修計画表(7)虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置がわかるもの |
| 5 | **業務継続計画未策定減算** | 【減算の開始を届け出る場合】必要書類（共通）のみ。【減算の終了を届け出る場合】(4)業務継続計画(5)業務継続計画に係る必要な研修及び訓練計画表 |
| 6 | **・室料相当額控除****・若年性認知症利用者受入加算****・認知症ケア加算****・送迎体制****・特別療養費加算項目****・リハビリテーション提供体制** | 必要書類（共通）のみ。 |
| 7 | **認知症専門ケア加算** | (4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)認知症専門ケア加算に係る届出書（別紙１２－２）(6)資格を証する書類の写し＜留意事項＞(6)は、認知症介護実践リーダー研修又は認知症看護に係る適切な研修（加算Ⅰ）、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者研修又は認知症看護に係る適切な研修（加算Ⅱ） の修了書を提出してください。 |
| 8 | **在宅復帰・在宅療養支援機能加算** | (4)介護老人保健施設（基本型・在宅強化型）の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る届出書（令和６年９月サービス提供分までは別紙２９、令和６年１０月サービス提供分以降は別紙２９－２） |
| 9 | **口腔連携強化加算** | (4)口腔連携強化加算に関する届出書（別紙１１）(5)連携歯科医療機関との連携の内容が分かる書類（契約書等）の写し |
| 10 | **生産性向上推進体制加算** | (4)生産性向上推進体制加算に係る届出書（別紙２８）※上記「別紙２８」に示している資料も提出してください。 |
| 11 | **サービス提供体制強化加算** | (4)サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙１４－４）(5)有資格者等の割合の参考計算書（別紙７－２）（有資格者の割合、勤続年数又は常勤職員の割合） |

注　介護職員等処遇改善加算については、第２章第１３を参照してください。

**【診療所型】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 届出を行う体制等 | 必要書類（個別） |
| 1 | **身体拘束廃止取組の有無** | (4)改善計画書（様式任意、減算の開始を届け出る場合）(5)改善報告書（様式任意、減算の終了を届け出る場合） |
| 2 | **高齢者虐待防止措置未実施減算** | 【減算の開始を届け出る場合】必要書類（共通）のみ。【減算の終了を届け出る場合】(4)虐待の防止のための対策を検討する委員会開催予定表(5)虐待の防止のための指針(6)虐待の防止のための従業者への研修計画表(7)虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置がわかるもの |
| 3 | **業務継続計画未策定減算** | 【減算の開始を届け出る場合】必要書類（共通）のみ。【減算の終了を届け出る場合】(4)業務継続計画(5)業務継続計画に係る必要な研修及び訓練計画表 |
| 4 | **・設備基準****・食堂の有無****・若年性認知症利用者受入加算****・送迎体制****・特定診療費項目****・リハビリテーション提供体制** | 必要書類（共通）のみ。 |
| 5 | **口腔連携強化加算** | (4)口腔連携強化加算に関する届出書（別紙１１）(5)連携歯科医療機関との連携の内容が分かる書類（契約書等）の写し |
| 6 | **療養食加算** | (4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)資格を証する書類の写し |
| 7 | **認知症専門ケア加算** | (4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)認知症専門ケア加算に係る届出書（別紙１２－２）(6)資格を証する書類の写し＜留意事項＞(6)は、認知症介護実践リーダー研修又は認知症看護に係る適切な研修（加算Ⅰ）、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者研修又は認知症看護に係る適切な研修（加算Ⅱ） の修了書を提出してください。 |
| 8 | **生産性向上推進体制加算** | (4)生産性向上推進体制加算に係る届出書（別紙２８）※上記「別紙２８」に示している資料も提出してください。 |
| 9 | **サービス提供体制強化加算** | (4)サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙１４－４）(5)有資格者等の割合の参考計算書（別紙７－２）（有資格者の割合、勤続年数又は常勤職員の割合） |

注　介護職員等処遇改善加算については、第２章第１３を参照してください。

【**介護医療院**】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 届出を行う体制等 | 必要書類（個別） |
| 1 | **夜間勤務条件基準** | (4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１） |
| 2 | **・職員の欠員による減算の状況****・ユニットケア体制****・療養食加算** | (4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)資格を証する書類の写し＜留意事項＞・介護医療院と一体的な取扱いが行われるため、介護医療院について変更が生じた場合は、短期入所療養介護についても変更の届出を行ってください。・人員基準を満たさない可能性が生じた場合は、事業の休止等を検討する必要があるため、直ちに福祉指導課に相談を行ってください。 |
| 3 | **身体拘束廃止取組の有無** | (4)改善計画書（様式任意、減算の開始を届け出る場合）(5)改善報告書（様式任意、減算の終了を届け出る場合） |
| 4 | **高齢者虐待防止措置未実施減算** | 【減算の開始を届け出る場合】必要書類（共通）のみ。【減算の終了を届け出る場合】(4)虐待の防止のための対策を検討する委員会開催予定表(5)虐待の防止のための指針(6)虐待の防止のための従業者への研修計画表(7)虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置がわかるもの |
| 5 | **業務継続計画未策定減算** | 【減算の開始を届け出る場合】必要書類（共通）のみ。【減算の終了を届け出る場合】(4)業務継続計画(5)業務継続計画に係る必要な研修及び訓練計画表 |
| 6 | **・療養環境基準****・室料相当額控除****・若年性認知症利用者受入加算****・送迎体制****・特別診療費項目****・リハビリテーション提供体制** | 必要書類（共通）のみ。 |
| 7 | **認知症専門ケア加算** | (4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)認知症専門ケア加算に係る届出書（別紙１２－２）(6)資格を証する書類の写し＜留意事項＞(6)は、認知症介護実践リーダー研修又は認知症看護に係る適切な研修（加算Ⅰ）、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者研修又は認知症看護に係る適切な研修（加算Ⅱ） の修了書を提出してください。 |
| 8 | **口腔連携強化加算** | (4)口腔連携強化加算に関する届出書（別紙１１）(5)連携歯科医療機関との連携の内容が分かる書類（契約書等）の写し |
| 9 | **重度認知症疾患療養体制加算** | (4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)介護医療院における重度認知症疾患療養体制加算に係る届出（別紙３１）(6)資格を証する書類の写し＜留意事項＞(6)は、看護職員の資格、精神保健福祉士の資格及び作業療法士等の資格を証する書類を提出してください。 |
| 10 | **生産性向上推進体制加算** | (4)生産性向上推進体制加算に係る届出書（別紙２８）※上記「別紙２８」に示している資料も提出してください。 |
| 11 | **サービス提供体制強化加算** | (4)サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙１４－４）(5)有資格者等の割合の参考計算書（別紙７－２）（有資格者の割合、勤続年数又は常勤職員の割合） |

注　介護職員等処遇改善加算については、第２章第１３を参照してください。

**第１０　特定施設入居者生活介護（介護予防含む）**

**１　利用定員の増加の申請**

介護保険事業計画に基づく調整及び指定の変更申請が必要なため、福祉指導課に相談を行ってください。

**２　介護給付費算定に係る体制等状況の変更**

次の必要書類（共通）及び必要書類（個別）を提出してください。加算の算定を取り下げる場合は、必要書類（共通）のみを提出してください。

|  |
| --- |
| **＜必要書類（共通）＞**(1)　介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙２）(2)　介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙１－１又は１－２）(3)　誓約書（標準様式６） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  | 必要書類（個別） |
| 1 | **職員の欠員による減算の状況** | (4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)資格を証する書類の写し（減算を終了するときで該当する場合のみ）＜留意事項＞人員基準を満たさない可能性が生じた場合は、事業の休止等を検討する必要があるため、直ちに福祉指導課に相談を行ってください。 |
| 2 | **身体拘束廃止取組の有無** | (4)改善計画書（様式任意、減算の開始を届け出る場合）(5)改善報告書（様式任意、減算の終了を届け出る場合） |
| 3 | **高齢者虐待防止措置未実施減算** | 【減算の開始を届け出る場合】必要書類（共通）のみ。【減算の終了を届け出る場合】(4)虐待の防止のための対策を検討する委員会開催予定表(5)虐待の防止のための指針(6)虐待の防止のための従業者への研修計画表(7)虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置がわかるもの |
| 4 | **業務継続計画未策定減算** | 【減算の開始を届け出る場合】必要書類（共通）のみ。【減算の終了を届け出る場合】(4)業務継続計画(5)業務継続計画に係る必要な研修及び訓練計画表 |
| 5 | **入居継続支援加算** | 【テクノロジーを導入せず算定する場合】(4)入居継続支援加算に係る届出書（別紙３２）※上記「別紙３２」に示している資料も提出してください。【テクノロジーを導入し算定する場合】(4) テクノロジーの導入による入居継続支援加算に関する届出書（別紙３２－２）(5)利用者の安全やケアの質の確保、職員の負担を軽減するための委員会の議事概要※上記「別紙３２－２」に示している資料も提出してください。 |
| 6 | **・若年性認知症入居者受入加算****・科学的介護推進体制加算** | 必要書類（共通）のみ。＜留意事項＞科学的介護推進体制加算については、LIFEへの登録が必要です。 |
| 7 | **特定施設入居者生活介護****（短期利用型）** | (4)運営規程（変更後のもの）※運営規程の変更の届出（１７ページ参照）も必要です。 |
| 8 | **生活機能向上連携加算** | (4)訪問リハビリテーション事業所等との連携体制が確認できる契約書等の写し |
| 9 | **個別機能訓練加算** | (4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)資格を証する書類の写し＜留意事項＞(5)は、機能訓練指導員の資格を証する書類を提出してください。個別機能訓練加算Ⅱについては、LIFEへの登録が必要です。 |
| 10 | **ＡＤＬ維持等加算** | 必要書類（共通）のみ。＜留意事項＞①算定を開始しようとする月の前年度同月に届出を行ってください。②LIFEに登録し、評価対象期間（加算の算定を開始する月の前年の同月から１２ヶ月後まで）の測定結果を入力してください。③入力した結果、算定要件を満たした場合、算定可能です。 |
| 11 | **夜間看護体制加算** | (4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)２４時間連絡体制が確認できる書類（重要事項説明書等）(6)医師又は医療機関との連携体制が確認できる契約書等の写し(7)夜間看護体制加算に係る届出書（別紙３３）※上記「別紙３３」に示している資料も提出してください。 |
| 12 | **看取り介護加算** | (4)看取り介護体制に係る届出書（別紙３４－２）※上記「別紙３４－２」に示している資料も提出してください。 |
| 13 | **認知症専門ケア加算** | (4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)認知症専門ケア加算に係る届出書（別紙１２－２）(6)資格を証する書類の写し＜留意事項＞(6)は、認知症介護実践リーダー研修又は認知症看護に係る適切な研修（加算Ⅰ）、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者研修又は認知症看護に係る適切な研修（加算Ⅱ）の修了書を提出してください。 |
| 14 | **高齢者施設等感染対策向上加算** | (4)高齢者施設等感染対策向上加算に係る届出書（別紙３５）※上記「別紙３５」に示している資料も提出してください。 |
| 15 | **生産性向上推進体制加算** | (4)生産性向上推進体制加算に係る届出書（別紙２８）※上記「別紙２８」に示している資料も提出してください。 |
| 16 | **サービス提供体制強化加算** | (4)サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙１４－６）(5)有資格者等の割合の参考計算書（別紙７－２）（有資格者の割合、勤続年数又は常勤職員の割合） |

注　介護職員等処遇改善加算については、第２章第１３を参照してください。

**第１１　福祉用具貸与（介護予防含む）**

**１　福祉用具の保管及び消毒方法の変更**

＜必要書類＞

(1)　変更届出書（様式第一号（五））

(2)　指定等に係る記載事項（付表第一号（十三））

(3)　運営規程（変更があった場合のみ）

(4)　外部に委託する場合は、契約内容が分かる書類（契約書等）の写し（新規に締結した場合又は変更があった場合のみ）

**２　介護給付費算定に係る体制等状況の変更**

次の必要書類（共通）及び必要書類（個別）を提出してください。加算の算定を取り下げる場合は、必要書類（共通）のみを提出してください。

|  |
| --- |
| **＜必要書類（共通）＞**(1)　介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙２）(2)　介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙１－１又は１－２）(3)　誓約書（標準様式６） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  | 必要書類（個別） |
| 1 | **業務継続計画未策定減算** | 【減算の開始を届け出る場合】必要書類（共通）のみ。【減算の終了を届け出る場合】(4)業務継続計画(5)業務継続計画に係る必要な研修及び訓練計画表 |

**第１２　居宅介護支援**

**１　介護給付費算定に係る体制等状況の変更**

次の必要書類（共通）及び必要書類（個別）を提出してください。加算の算定を取り下げる場合は、必要書類（共通）のみを提出してください。

|  |
| --- |
| **＜必要書類（共通）＞**(1)　介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙３－２）(2)　介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙１－１）(3)　誓約書（標準様式６） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 届出を行う体制等 | 必要書類（個別） |
| 1 | **ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置の体制** |  必要書類（共通）のみ。 |
| 2 | **特定事業所集中減算** | (4)居宅介護支援における特定事業所集中減算チェックシート＜留意事項＞・全事業所が６月ごとにチェックリストを作成する必要があります。詳細は、通知及びホームページを確認してください。・６月ごとに減算に該当するか否かの判定が行われます。減算あり→なし又はなし→ありに判定が変更された場合は、変更の届出を提出してください。 |
| 3 | **特定事業所加算** | 【特定事業所加算(Ａ)以外を算定する場合】(4)特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅲ)・特定事業所医療介護連携加算・ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書（居宅介護支援事業所）（別紙３６）【特定事業所加算(Ａ)を算定する場合】(4)特定事業所加算(Ａ)に係る届出書（居宅介護支援事業所）（別紙３６－２）※上記「別紙３６」、「別紙３６－２」に示している資料も提出してください。 |
| 4 | **・特定事業所医療介護連携加算****・ターミナルケアマネジメント加算** | (4)特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅲ)・特定事業所医療介護連携加算・ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書（居宅介護支援事業所）（別紙３６）※上記「別紙３６」に示している資料も提出してください。 |

**第１３　介護老人福祉施設**

**１　介護給付費算定に係る体制等状況の変更**

次の必要書類（共通）及び必要書類（個別）を提出してください。加算の算定を取り下げる場合は、必要書類（共通）のみを提出してください。

|  |
| --- |
| **＜必要書類（共通）＞**(1)　介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙２）(2)　介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙１－１）※短期入所生活介護についても変更がある場合は、５１ページを参照してください。(3)　誓約書（標準様式６） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 届出を行う体制等 | 必要書類（個別） |
| 1 | **・職員の欠員による減算の状況****・ユニットケア体制** | (4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)資格を証する書類の写し＜留意事項＞人員基準を満たさない可能性が生じた場合は、事業の休止等を検討する必要があるため、直ちに福祉指導課に相談を行ってください。 |
| 2 | **身体拘束廃止取組の有無** | (4)改善計画書（様式任意、減算の開始を届け出る場合）(5)改善報告書（様式任意、減算の終了を届け出る場合） |
| 3 | **安全管理体制** | 【減算の開始を届け出る場合】必要書類（共通）のみ。【減算の終了を届け出る場合】(4)事故発生の防止のための指針(5)事故発生時等の報告体制及び改善策を従業者に周知する体制が整備されていることを証する書類(6)事故発生の防止のための委員会開催予定表(7)事故発生の防止のための従業者への研修計画表(8)安全対策を適切に実施するための担当者の外部研修修了証 |
| 4 | **高齢者虐待防止措置未実施減算** | 【減算の開始を届け出る場合】必要書類（共通）のみ。【減算の終了を届け出る場合】(4)虐待の防止のための対策を検討する委員会開催予定表(5)虐待の防止のための指針(6)虐待の防止のための従業者への研修計画表(7)虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置がわかるもの |
| 5 | **業務継続計画未策定減算** | 【減算の開始を届け出る場合】必要書類（共通）のみ。【減算の終了を届け出る場合】(4)業務継続計画(5)業務継続計画に係る必要な研修及び訓練計画表 |
| 6 | **栄養ケア・マネジメントの実施の有無** | 【減算の開始を届け出る場合】必要書類（共通）のみ。【減算の終了を届け出る場合】(4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)資格を証する書類の写し |
| 7 | **日常生活継続支援加算** | 【テクノロジーを導入せずに算定する場合】(4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)日常生活継続支援加算に関する届出書（別紙３７）(6)資格を証する書類の写し＜留意事項＞(6)は、介護福祉士の資格を証する書類を提出してください。【テクノロジーを導入し算定する場合】(4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)日常生活継続支援加算に関する届出書（別紙３７－２）(6)資格を証する書類の写し(7)利用者の安全やケアの質の確保、職員の負担を軽減するための委員会の議事概要※上記「別紙３７－２」に示している資料も提出してください。＜留意事項＞(6)は、介護福祉士の資格を証する書類を提出してください。 |
| 8 | **看護体制加算** | (4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)資格を証する書類の写し(6)２４時間連絡体制が確認できる書類（重要事項説明書等）(7)看護体制加算に係る届出書（別紙２５－２） |
| 9 | **夜勤職員配置加算** | 【テクノロジーを導入せずに算定する場合】(4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)資格を証する書類の写し（加算Ⅲイ･ロ、加算Ⅳイ･ロを算定する場合）①社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第１条各号のいずれかの行為の実地研修を修了した介護福祉士②特定登録証の交付を受けた特定登録者③新特定登録証の交付を受けている新特定登録者④社会福祉士及び介護福祉士法附則第３条第１項に規定する認定特定行為業務従事者【テクノロジーを導入し算定する場合】(6)テクノロジーの導入による夜勤職員配置加算に係る届出書（別紙２７）※上記「別紙２７」に示している資料も提出してください。 |
| 10 | **夜間勤務条件基準** | 【減算の開始を届け出る場合】必要書類（共通）のみ。【減算の終了を届け出る場合】(4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)資格を証する書類の写し【テクノロジーを導入する場合】(6) テクノロジーを導入する場合の夜間の人員配置基準（従来型）に係る届出書（別紙７－３）※上記「別紙７－３」に示している資料も提出してください。 |
| 11 | **準ユニットケア加算** | (4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)資格を証する書類の写し(6)平面図（標準様式３） |
| 12 | **生活機能向上連携加算** | (4)訪問リハビリテーション事業所等との連携体制が確認できる契約書等の写し |
| 13 | **・個別機能訓練加算****・常勤専従医師配置****・療養食加算** | (4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)資格を証する書類の写し＜留意事項＞(5)は、次の資格を証する書類を提出してください。・個別機能訓練加算　機能訓練指導員・常勤専従医師配置　医師・療養食加算　管理栄養士又は栄養士個別機能訓練加算（Ⅱ）については、LIFEへの登録が必要です。また、個別機能訓練加算（Ⅲ）については、個別機能訓練加算Ⅱ、口腔衛生管理加算Ⅱの算定及び栄養マネジメント強化加算の届出が必要です。 |
| 14 | **ＡＤＬ維持等加算** | 必要書類（共通）のみ。＜留意事項＞①算定を開始しようとする月の前年度同月に届出を行ってください。②LIFEに登録し、評価対象期間（加算の算定を開始する月の前年の同月から１２ヶ月後まで）の測定結果を入力してください。③入力した結果、算定要件を満たした場合、算定可能です。 |
| 15 | **・若年性認知症入所者受入加算****・在宅・入所相互利用体制** | 必要書類（共通）のみ。 |
| 16 | **・精神科医師定期的療養指導****・障害者生活支援体制** | (4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)資格を証する書類の写し |
| 17 | **栄養マネジメント強化体制** | (4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)資格を証する書類の写し(6)栄養マネジメント体制に関する届出書（別紙３８）＜留意事項＞栄養マネジメント強化体制については、LIFEへの登録が必要です。 |
| 18 | **配置医師緊急時対応加算** | (4)配置医師緊急時対応加算に係る届出書（別紙３９） |
| 19 | **看取り介護加算** | (4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)資格を証する書類の写し(6)医師や医療機関との連携体制が確認できる契約書等の写し(7)看取り介護体制に係る届出書（別紙３４）＜留意事項＞・(5)は、常勤である看護師の資格を証する書類を提出してください。※上記「別紙３４」に示している資料も提出してください。 |
| 20 | **認知症専門ケア加算** | (4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)認知症専門ケア加算に係る届出書（別紙１２－２）(6)資格を証する書類の写し＜留意事項＞(6)は、認知症介護実践リーダー研修又は認知症看護に係る適切な研修（加算Ⅰ）、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者研修又は認知症看護に係る適切な研修（加算Ⅱ） の修了書を提出してください。 |
| 21 | **認知症チームケア推進加算** | (4)認知症チームケア推進加算に係る届出書（別紙４０）※上記「別紙４０」に示している資料も提出してください。 |
| 22 | **褥瘡マネジメント加算** | (4)褥瘡マネジメントに関する届出書（別紙４１）＜留意事項＞褥瘡マネジメント加算については、LIFEへの登録が必要です。 |
| 23 | **・排せつ支援加算****・自立支援促進加算****・科学的介護推進体制加算** | 必要書類（共通）のみ。＜留意事項＞排せつ支援加算、自立支援促進加算、科学的介護推進体制加算については、LIFEへの登録が必要です。 |
| 24 | **安全対策体制** | (4)事故発生の防止のための指針(5)事故発生の防止のための委員会開催予定表(6)事故発生の防止のための従業者への研修計画表(7)担当者の安全対策に係る外部研修修了証 |
| 25 | **高齢者施設等感染対策向上加算** | (4)高齢者施設等感染対策向上加算に係る届出書（別紙３５）※上記「別紙３５」に示している資料も提出してください。 |
| 26 | **生産性向上推進体制加算** | (4)生産性向上推進体制加算に係る届出書（別紙２８）※上記「別紙２８」に示している資料も提出してください。 |
| 27 | **サービス提供体制強化加算** | (4)サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙１４－４）(5)有資格者等の割合の参考計算書（別紙７－２）（有資格者の割合、勤続年数又は常勤職員の割合） |

注　介護職員等処遇改善加算については、第２章第１３を参照してください。

**第１４　介護老人保健施設**

**１　介護給付費算定に係る体制等状況の変更**

次の必要書類（共通）及び必要書類（個別）を提出してください。加算の算定を取り下げる場合は、必要書類（共通）のみを提出してください。

|  |
| --- |
| **＜必要書類（共通）＞**(1)　介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙２）(2)　介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙１－１）※みなし指定の通所リハビリテーション、短期入所療養介護についても変更がある場合は、４８ページ、５５ページを参照してください。(3)　誓約書（標準様式６） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 届出を行う体制等 | 必要書類（個別） |
| 1 | **認知症短期集中リハビリテーション実施加算** | (4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１） |
| 2 | **・室料相当額控除****・認知症ケア加算****・若年性認知症入所者受入加算****・ターミナルケア体制****・排せつ支援加算****・自立支援促進加算****・科学的介護推進体制加算****・リハビリ計画書情報加算** | 必要書類（共通）のみ。＜留意事項＞排せつ支援加算、自立支援促進加算、科学的介護推進体制加算、リハビリ計画書情報加算については、LIFEへの登録が必要です。また、リハビリ計画書情報加算については、栄養マネジメント加算の届出が必要です。 |
| 3 | **人員配置区分** | (4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)介護老人保健施設（基本型・在宅強化型）の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る届出（令和６年９月サービス提供分までは別紙２９、令和６年１０月サービス提供分以降は別紙２９－２）（介護保健施設サービス費Ⅰを算定する場合） |
| 4 | **・夜間勤務条件基準****・職員の欠員による減算の状況****・ユニットケア体制** | (4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)資格を証する書類の写し＜留意事項＞人員基準を満たさない可能性が生じた場合は、事業の休止等を検討する必要があるため、直ちに福祉指導課に相談を行ってください。 |
| 5 | **身体拘束廃止取組の有無** | (4)改善計画書（様式任意、減算の開始を届け出る場合）(5)改善報告書（様式任意、減算の終了を届け出る場合） |
| 6 | **安全管理体制** | 【減算の開始を届け出る場合】必要書類（共通）のみ。【減算の終了を届け出る場合】(4)事故発生の防止のための指針(5)事故発生時等の報告体制及び改善策を従業者に周知する体制が整備されていることを証する書類(6)事故発生の防止のための委員会開催予定表(7)事故発生の防止のための従業者への研修計画表(8)安全対策を適切に実施するための担当者の外部研修修了証 |
| 7 | **高齢者虐待防止措置未実施減算** | 【減算の開始を届け出る場合】必要書類（共通）のみ。【減算の終了を届け出る場合】(4)虐待の防止のための対策を検討する委員会開催予定表(5)虐待の防止のための指針(6)虐待の防止のための従業者への研修計画表(7)虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置がわかるもの |
| 8 | **業務継続計画未策定減算** | 【減算の開始を届け出る場合】必要書類（共通）のみ。【減算の終了を届け出る場合】(4)業務継続計画(5)業務継続計画に係る必要な研修及び訓練計画表 |
| 9 | **栄養ケア・マネジメントの実施の有無** | 【減算の開始を届け出る場合】必要書類（共通）のみ。【減算の終了を届け出る場合】(4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5) 資格を証する書類の写し |
| 10 | **認知症専門ケア加算** | (4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)認知症専門ケア加算に係る届出書（別紙１２－２）(6)資格を証する書類の写し＜留意事項＞(6)は、認知症介護実践リーダー研修又は認知症看護に係る適切な研修（加算Ⅰ）、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者研修又は認知症看護に係る適切な研修（加算Ⅱ） の修了書を提出してください。 |
| 11 | **認知症チームケア推進加算** | (4)認知症チームケア推進加算に係る届出書（別紙４０）※上記「別紙４０」に示している資料も提出してください。 |
| 12 | **夜勤職員配置加算** | (4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１） |
| 13 | **在宅復帰・在宅療養支援機能加算** | (4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)介護老人保健施設（基本型・在宅強化型）の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る届出（令和６年９月サービス提供分までは別紙２９、令和６年１０月サービス提供分以降は別紙２９－２） |
| 14 | **栄養マネジメント強化体制** | (4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)資格を証する書類の写し(6)栄養マネジメント体制に関する届出書（別紙３８）＜留意事項＞栄養マネジメント強化体制については、LIFEへの登録が必要です。 |
| 15 | **療養食加算** | (4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)資格を証する書類の写し＜留意事項＞(5)は、管理栄養士又は栄養士の資格を証する書類を提出してください。 |
| 16 | **褥瘡マネジメント加算** | (4)褥瘡マネジメントに関する届出書（別紙４１）＜留意事項＞褥瘡マネジメント加算については、LIFEへの登録が必要です。 |
| 17 | **安全対策体制** | (4)事故発生の防止のための指針(5)事故発生の防止のための委員会開催予定表(6)事故発生の防止のための従業者への研修計画表(7)担当者の安全対策に係る外部研修修了証 |
| 18 | **高齢者施設等感染対策向上加算** | (4)高齢者施設等感染対策向上加算に係る届出書（別紙３５）※上記「別紙３５」に示している資料も提出してください。 |
| 19 | **生産性向上推進体制加算** | (4)生産性向上推進体制加算に係る届出書（別紙２８）※上記「別紙２８」に示している資料も提出してください。 |
| 20 | **サービス提供体制強化加算** | (4)サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙１４－４）(5)有資格者等の割合の参考計算書（別紙７－２）（有資格者の割合、勤続年数又は常勤職員の割合） |

注　介護職員等処遇改善加算については、第２章第１３を参照してください。

**第１５　定期巡回・随時対応型訪問介護看護**

**１　連携する訪問看護事業所の名称及び所在地の変更**

訪問看護事業所と連携をとっていない事業所が新たに連携体制を構築する場合又はその逆の場合については、介護給付費算定に係る体制等状況の変更のうち施設等の区分の変更も必要になるため、２の確認を行ってください。

＜必要書類＞

(1)　変更届出書（様式第二号（四））

(2)　指定等に係る記載事項（付表第二号（一）

(3)　訪問看護事業所との契約内容が分かる書類（契約書等）の写し（新規に締結した場合又は変更があった場合のみ）

＜留意事項＞

・運営規程を変更する場合は、介護給付費算定に係る体制等状況の届出とは別に、運営規程の変更届出が必要です。１９ページ「■訪問看護ステーションとの連携に係る変更」を参照してください。運営規程に記載がない場合は届出不要です。

**２　介護給付費算定に係る体制等状況の変更**

次の必要書類（共通）及び必要書類（個別）を提出してください。加算の算定を取り下げる場合は、必要書類（共通）のみを提出してください。

|  |
| --- |
| **＜必要書類（共通）＞**(1)　介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙３－２）(2)　介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙１－３）(3)　誓約書（標準様式６） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 届出を行う体制等 | 必要書類（個別） |
| 1 | **定期巡回・随時対応サービス連携** | 【新たに連携体制を構築する場合】(4)訪問看護事業所との契約内容が分かる書類（契約書等）の写し＜留意事項＞・運営規程を変更する場合は、介護給付費算定に係る体制等状況の届出とは別に、運営規程の変更届出が必要です。１９ページ「■訪問看護ステーションとの連携に係る変更」を参照してください。運営規程に記載がない場合は届出不要です。【連携体制を終了する場合】必要書類（共通）を提出してください。＜留意事項＞・運営規程を変更する場合は、介護給付費算定に係る体制等状況の届出とは別に、運営規程の変更届出が必要です。１９ページ「■訪問看護ステーションとの連携に係る変更」を参照してください。運営規程に記載がない場合は届出不要です。 |
| 2 | **高齢者虐待防止措置未実施減算** | 【減算の開始を届け出る場合】必要書類（共通）のみ。【減算の終了を届け出る場合】(4)虐待の防止のための対策を検討する委員会開催予定表(5)虐待の防止のための指針(6)虐待の防止のための従業者への研修計画表(7)虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置がわかるもの |
| 3 | **業務継続計画未策定減算** | 【減算の開始を届け出る場合】必要書類（共通）のみ。【減算の終了を届け出る場合】(4)業務継続計画(5)業務継続計画に係る必要な研修及び訓練計画表 |
| 4 | **緊急時訪問看護加算** | (4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)緊急時（介護予防）訪問看護加算・緊急時対応加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書（別紙１６） |
| 5 | **・特別管理加算****・ターミナルケア体制** | (4)緊急時（介護予防）訪問看護加算・緊急時対応加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書（別紙１６） |
| 6 | **総合マネジメント体制強化加算** | (4)総合マネジメント体制強化加算に係る届出書（別紙４２） |
| 7 | **認知症専門ケア加算** | (4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)認知症専門ケア加算に係る届出書（別紙１２）(6)資格を証する書類の写し＜留意事項＞(6)は、認知症介護実践リーダー研修又は認知症看護に係る適切な研修（加算Ⅰ）、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者研修又は認知症看護に係る適切な研修（加算Ⅱ）の修了書を提出してください。 |
| 8 | **口腔連携強化加算** | (4)口腔連携強化加算に関する届出書（別紙１１）(5)連携歯科医療機関との連携の内容が分かる書類（契約書等）の写し |
| 9 | **サービス提供体制強化加算** | (4)サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙１４）(5)有資格者等の割合の参考計算書（別紙７－２）（有資格者の割合、勤続年数又は常勤職員の割合）※上記「別紙１４」に示している資料も提出してください。 |

注　介護職員等処遇改善加算については、第２章第１３を参照してください。

**第１６　夜間対応型訪問介護**

**１　介護給付費算定に係る体制等状況の変更**

次の必要書類（共通）及び必要書類（個別）を提出してください。加算の算定を取り下げる場合は、必要書類（共通）のみを提出してください。

|  |
| --- |
| **＜必要書類（共通）＞**(1)　介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙３－２）(2)　介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙１－３）(3)　誓約書（標準様式６） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 届出を行う体制等 | 必要書類（個別） |
| 1 | **施設等の区分** | 必要書類（共通）のみ。 |
| 2 | **高齢者虐待防止措置未実施減算** | 【減算の開始を届け出る場合】必要書類（共通）のみ。【減算の終了を届け出る場合】(4)虐待の防止のための対策を検討する委員会開催予定表(5)虐待の防止のための指針(6)虐待の防止のための従業者への研修計画表(7)虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置がわかるもの |
| 3 | **業務継続計画未策定減算** | 【減算の開始を届け出る場合】必要書類（共通）のみ。【減算の終了を届け出る場合】(4)業務継続計画(5)業務継続計画に係る必要な研修及び訓練計画表 |
| 4 | **２４時間通報対応加算** | (4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)２４時間通報対応加算に係る届出書（別紙４３）(6)訪問介護事業所との契約内容が分かる書類（契約書等）の写し（新規に締結した場合又は変更があった場合のみ） |
| 5 | **認知症専門ケア加算** | (4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)認知症専門ケア加算に係る届出書（別紙１２）(6)資格を証する書類の写し＜留意事項＞(6)は、認知症介護実践リーダー研修又は認知症看護に係る適切な研修（加算Ⅰ）、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者研修又は認知症看護に係る適切な研修（加算Ⅱ） の修了書を提出してください。 |
| 6 | **サービス提供体制強化加算** | (4)サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙１４）(5)有資格者等の割合の参考計算書（別紙７－２）（有資格者の割合又は勤続年数）※上記「別紙１４」に示している資料も提出してください。 |

注　介護職員等処遇改善加算については、第２章第１３を参照してください。

**第１７　認知症対応型通所介護（介護予防含む）**

**１　介護給付費算定に係る体制等状況の変更**

次の必要書類（共通）及び必要書類（個別）を提出してください。加算の算定を取り下げる場合は、必要書類（共通）のみを提出してください。

|  |
| --- |
| **＜必要書類（共通）＞**(1)　介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙３－２）(2)　介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙１－３）(3)　誓約書（標準様式６） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 届出を行う体制等 | 必要書類（個別） |
| 1 | **職員の欠員による減算の状況** | (4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)資格を証する書類の写し（減算を終了するときのみ）＜留意事項＞人員基準を満たさない可能性が生じた場合は、事業の休止等を検討する必要があるため、直ちに福祉指導課に相談を行ってください。 |
| 2 | **高齢者虐待防止措置未実施減算** | 【減算の開始を届け出る場合】必要書類（共通）のみ。【減算の終了を届け出る場合】(4)虐待の防止のための対策を検討する委員会開催予定表(5)虐待の防止のための指針(6)虐待の防止のための従業者への研修計画表(7)虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置がわかるもの |
| 3 | **業務継続計画未策定減算** | 【減算の開始を届け出る場合】必要書類（共通）のみ。【減算の終了を届け出る場合】(4)業務継続計画(5)業務継続計画に係る必要な研修及び訓練計画表 |
| 4 | **感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応** | (4)感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価　届出様式(5)利用延人数計算シート＜留意事項＞　延長の場合についても同様の書類を添付してください。  |
| 5 | **時間延長サービス体制** | (4)運営規程（変更後のもの）＜留意事項＞時間延長サービスに係るサービス提供時間が記載されている必要があります。併せて運営規程の変更が必要です。１７ページを参照してください。 |
| 6 | **入浴介助加算** | (4)運営規程（変更があった場合のみ）(5)入浴介助に関する研修を実施したこと又は実施することが分かる資料(6)浴室部分の状況が分かる平面図＜留意事項＞提供するサービスの内容として、入浴介助が位置付けられている必要があります。併せて運営規程の変更となる可能性があります。１７ページを参照してください。 |
| 7 | **生活機能向上連携加算** | (4)訪問リハビリテーション事業所等との連携体制が確認できる契約書等の写し |
| 8 | **・個別機能訓練加算****・栄養改善体制****・口腔機能向上加算****・栄養アセスメント加算** | (4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)資格を証する書類の写し＜留意事項＞(5)は、次の資格を証する書類を提出してください。・個別機能訓練加算　機能訓練指導員・栄養改善体制及び栄養アセスメント加算　管理栄養士・口腔機能向上加算　言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員個別機能訓練加算Ⅱ、口腔機能向上加算Ⅱ、栄養アセスメント加算については、LIFEへの登録が必要です。 |
| 9 | **ＡＤＬ維持等加算** | 必要書類（共通）のみ。＜留意事項＞①算定を開始しようとする月の前年度同月に届出を行ってください。②LIFEに登録し、評価対象期間（加算の算定を開始する月の前年の同月から１２ヶ月後まで）の測定結果を入力してください。③入力した結果、算定要件を満たした場合、算定可能です。 |
| 10 | **・若年性認知症利用者受入加算****・科学的介護推進体制加算** | 必要書類（共通）のみ。＜留意事項＞科学的介護推進体制加算については、LIFEへの登録が必要です。 |
| 11 | **サービス提供体制強化加算** | (4)サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙１４－３）(5)有資格者等の割合の参考計算書（別紙７－２）（有資格者の割合又は勤続年数） |

注　介護職員等処遇改善加算については、第２章第１３を参照してください。

**第１８　小規模多機能型居宅介護（介護予防含む）**

**１　介護給付費算定に係る体制等状況の変更**

次の必要書類（共通）及び必要書類（個別）を提出してください。加算の算定を取り下げる場合は、必要書類（共通）のみを提出してください。

|  |
| --- |
| **＜必要書類（共通）＞**(1)　介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙３－２）(2)　介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙１－３）(3)　誓約書（標準様式６） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 届出を行う体制等 | 必要書類（個別） |
| 1 | **職員の欠員による減算の状況** | (4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)資格を証する書類の写し（減算を終了するときのみ）＜留意事項＞人員基準を満たさない可能性が生じた場合は、事業の休止等を検討する必要があるため、直ちに福祉指導課に相談を行ってください。 |
| 2 | **身体拘束廃止取組の有無** | (4)改善計画書（様式任意、減算の開始を届け出る場合）(5)改善報告書（様式任意、減算の終了を届け出る場合） |
| 3 | **高齢者虐待防止措置未実施減算** | 【減算の開始を届け出る場合】必要書類（共通）のみ。【減算の終了を届け出る場合】(4)虐待の防止のための対策を検討する委員会開催予定表(5)虐待の防止のための指針(6)虐待の防止のための従業者への研修計画表(7)虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置がわかるもの |
| 4 | **業務継続計画未策定減算** | 【減算の開始を届け出る場合】必要書類（共通）のみ。【減算の終了を届け出る場合】(4)業務継続計画(5)業務継続計画に係る必要な研修及び訓練計画表 |
| 5 | **認知症加算（Ⅰ）・（Ⅱ）** | (4)認知症加算（Ⅰ）・（Ⅱ）に係る届出書（別紙４４）※上記「別紙４４」に示している資料も提出してください。※認知症加算（Ⅲ）又は（Ⅳ）を算定する場合は、届出不要です。 |
| 6 | **・若年性認知症利用者受入加算****・科学的介護推進体制加算** | 必要書類（共通）のみ。＜留意事項＞科学的介護推進体制加算については、LIFEへの登録が必要です。 |
| 7 | **看護職員配置加算** | (4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)資格を証する書類の写し |
| 8 | **看取り連携体制加算** | (4)看取り連携体制加算に係る届出書（別紙１３）※上記「別紙１３」に示している資料も提出してください。 |
| 9 | **訪問体制強化加算** | (4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)訪問体制強化加算に係る届出書（別紙４５） |
| 10 | **総合マネジメント体制強化加算** | (4)総合マネジメント体制強化加算に係る届出書（別紙４２） |
| 11 | **生産性向上推進体制加算** | (4)生産性向上推進体制加算に係る届出書（別紙２８）※上記「別紙２８」に示している資料も提出してください。 |
| 12 | **サービス提供体制強化加算** | (4)サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙１４－５）(5)有資格者等の割合の参考計算書（別紙７－２）（有資格者の割合、勤続年数又は常勤職員の割合）※上記「別紙１４－５」に示している資料も提出してください。 |
| 13 | **小規模多機能型居宅介護(短期利用型)** | (4)運営規程（変更後のもの）※運営規程の変更の届出（１７ページ参照）も必要です。 |

注　介護職員等処遇改善加算については、第２章第１３を参照してください。

**第１９　認知症対応型共同生活介護（介護予防含む）**

**１　老福、老健、介護医療院、病院等との連携体制及び支援の体制の概要の変更**

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との連携体制及び支援の体制を変更する場合は、変更の届出が必要です。

＜必要書類＞

(1)　変更届出書（様式第二号（四））

(2)　指定等に係る記載事項（付表第二号（七））

(3)　運営規程（変更があった場合のみ）

(4)　介護老人福祉施設等との契約内容が分かる書類（契約書等）の写し（新規に締結した場合又は変更があった場合のみ）

(5)　介護老人福祉施設等との連携体制及び支援の体制に関する概要

**２　介護給付費算定に係る体制等状況の変更**

次の必要書類（共通）及び必要書類（個別）を提出してください。加算の算定を取り下げる場合は、必要書類（共通）のみを提出してください。

|  |
| --- |
| **＜必要書類（共通）＞**(1)　介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙３－２）(2)　介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙１－３）(3)　誓約書（標準様式６） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 届出を行う体制等 | 必要書類（個別） |
| 1 | **・夜間勤務条件基準****・職員の欠員による減算の状況** | (4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)資格を証する書類の写し＜留意事項＞人員基準を満たさない可能性が生じた場合は、事業の休止等を検討する必要があるため、直ちに福祉指導課に相談を行ってください。 |
| 2 | **身体拘束廃止取組の有無** | (4)改善計画書（様式任意、減算の開始を届け出る場合）(5)改善報告書（様式任意、減算の終了を届け出る場合） |
| 3 | **高齢者虐待防止措置未実施減算** | 【減算の開始を届け出る場合】必要書類（共通）のみ。【減算の終了を届け出る場合】(4)虐待の防止のための対策を検討する委員会開催予定表(5)虐待の防止のための指針(6)虐待の防止のための従業者への研修計画表(7)虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置がわかるもの |
| 4 | **業務継続計画未策定減算** | 【減算の開始を届け出る場合】必要書類（共通）のみ。【減算の終了を届け出る場合】(4)業務継続計画(5)業務継続計画に係る必要な研修及び訓練計画表 |
| 5 | **3ユニットの事業所が夜勤職員を２人以上とする場合** | (4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１） |
| 6 | **・若年性認知症利用者受入加算****・利用者の入院期間中の体制****・科学的介護推進体制加算** | 必要書類（共通）のみ。＜留意事項＞科学的介護推進体制加算については、LIFEへの登録が必要です。 |
| 7 | **夜間支援体制加算** | (4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)夜間支援体制加算に係る届出書（（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所）（別紙４６）※上記「別紙４６」に示している資料も提出してください。 |
| 8 | **看取り介護加算** | (4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)看取り介護加算に係る届出書（認知症対応型共同生活介護事業所）（別紙４７）※上記「別紙４７」に示している資料も提出してください。 |
| 9 | **医療連携体制加算** | 【医療連携体制加算（Ⅰ）】(4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)医療連携体制加算（Ⅰ）に係る届出書（認知症対応型共同生活介護事業所）（別紙４８）(6)資格を証する書類の写し（事業所の職員として看護職員を配置する場合）(7)医師や医療機関との連携体制が確認できる契約書等の写し（連携により看護師の配置又は２４時間連絡できる体制を確保する場合）※上記「別紙４８」に示している資料も提出してください。【医療連携体制加算（Ⅱ）】(5)医療連携体制加算（Ⅱ）に係る届出書（認知症対応型共同生活介護事業所）（別紙４８－２）※医療連携体制加算（Ⅱ）については、医療連携体制加算（Ⅰ）の届出が必要です。 |
| 10 | **認知症専門ケア加算** | (4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)認知症専門ケア加算に係る届出書（別紙１２－２）(6)資格を証する書類の写し＜留意事項＞(6)は、認知症介護実践リーダー研修又は認知症看護に係る適切な研修（加算Ⅰ）、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者研修又は認知症看護に係る適切な研修（加算Ⅱ） の修了書を提出してください。 |
| 11 | **認知症チームケア推進加算** | (4)認知症チームケア推進加算に係る届出書（別紙４０）※上記「別紙４０」に示している資料も提出してください。 |
| 12 | **高齢者施設等感染対策向上加算** | (4)高齢者施設等感染対策向上加算に係る届出書（別紙３５）※上記「別紙３５」に示している資料も提出してください。 |
| 13 | **生産性向上推進体制加算** | (4)生産性向上推進体制加算に係る届出書（別紙２８）※上記「別紙２８」に示している資料も提出してください。 |
| 14 | **サービス提供体制強化加算** | (4)サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙１４－６）(5)有資格者等の割合の参考計算書（別紙７－２）（有資格者の割合、勤続年数又は常勤職員の割合） |
| 15 | **認知症対応型共同生活介護(短期利用型)** | (4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)資格を証する書類の写し(6)運営規程（変更後のもの）＜留意事項＞(5)は、認知症介護実務者研修の「専門課程」又は実践リーダー研修若しくは認知症介護指導者研修の修了証を提出してください。※運営規程の変更の届出（１７ページ参照）も必要です。 |

注　介護職員等処遇改善加算については、第２章第１３を参照してください。

**第２０　地域密着型特定施設入居者生活介護**

**１　介護給付費算定に係る体制等状況の変更**

次の必要書類（共通）及び必要書類（個別）を提出してください。加算の算定を取り下げる場合は、必要書類（共通）のみを提出してください。

|  |
| --- |
| **＜必要書類（共通）＞**(1)　介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙３－２）(2)　介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙１－３）(3)　誓約書（標準様式６） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 届出を行う体制等 | 必要書類（個別） |
| 1 | **職員の欠員による減算の状況** | (4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)資格を証する書類の写し＜留意事項＞人員基準を満たさない可能性が生じた場合は、事業の休止等を検討する必要があるため、直ちに福祉指導課に相談を行ってください。 |
| 2 | **身体拘束廃止取組の有無** | (4)改善計画書（様式任意、減算の開始を届け出る場合）(5)改善報告書（様式任意、減算の終了を届け出る場合） |
| 3 | **高齢者虐待防止措置未実施減算** | 【減算の開始を届け出る場合】必要書類（共通）のみ。【減算の終了を届け出る場合】(4)虐待の防止のための対策を検討する委員会開催予定表(5)虐待の防止のための指針(6)虐待の防止のための従業者への研修計画表(7)虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置がわかるもの |
| 4 | **業務継続計画未策定減算** | 【減算の開始を届け出る場合】必要書類（共通）のみ。【減算の終了を届け出る場合】(4)業務継続計画(5)業務継続計画に係る必要な研修及び訓練計画表 |
| 5 | **入居継続支援加算** | 【テクノロジーを導入せず算定する場合】(4)入居継続支援加算に関する届出書（別紙３２）※上記「別紙３２」に示している資料も提出してください。【テクノロジーを導入し算定する場合】(4) テクノロジーの導入による入居継続支援加算に関する届出書（別紙３２－２）(5)利用者の安全やケアの質の確保、職員の負担を軽減するための委員会の議事概要※上記「別紙３２－２」に示している資料も提出してください。 |
| 6 | **・若年性認知症入居者受入加算****・科学的介護推進体制加算** | 必要書類（共通）のみ。＜留意事項＞科学的介護推進体制加算については、LIFEへの登録が必要です。 |
| 7 | **地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用型）** | (4)運営規程（変更後のもの）※運営規程の変更の届出（１７ページ参照）も必要です。 |
| 8 | **生活機能向上連携加算** | (4)訪問リハビリテーション事業所等との連携体制が確認できる契約書等の写し |
| 9 | **夜間看護体制加算** | (4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)２４時間連絡体制が確認できる書類（重要事項説明書等）(6)医師又は医療機関との連携体制が確認できる契約書等の写し(7)夜間看護体制加算に係る届出書（別紙３３）※上記「別紙３３」に示している資料も提出してください。 |
| 10 | **個別機能訓練加算** | (4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)資格を証する書類の写し＜留意事項＞(5)は、次の資格を証する書類を提出してください。・個別機能訓練加算　機能訓練指導員個別機能訓練加算Ⅱについては、LIFEへの登録が必要です。 |
| 11 | **ＡＤＬ維持等加算** | 必要書類（共通）のみ。＜留意事項＞①算定を開始しようとする月の前年度同月に届出を行ってください。②LIFEに登録し、評価対象期間（加算の算定を開始する月の前年の同月から１２ヶ月後まで）の測定結果を入力してください。③入力した結果、算定要件を満たした場合、算定可能です。 |
| 12 | **看取り介護加算** | (4)看取り介護体制に係る届出書（別紙３４－２）※上記「別紙３４－２」に示している資料も提出してください。 |
| 13 | **認知症専門ケア加算** | (4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)認知症専門ケア加算に係る届出書（別紙１２－２）(6)資格を証する書類の写し＜留意事項＞(6)は、認知症介護実践リーダー研修又は認知症看護に係る適切な研修（加算Ⅰ）、認知症介護指導者研修又は認知症介護実践リーダー研修、認知症看護に係る適切な研修（加算Ⅱ） の修了書を提出してください。 |
| 14 | **高齢者施設等感染対策向上加算** | (4)高齢者施設等感染対策向上加算に係る届出書（別紙３５）※上記「別紙３５」に示している資料も提出してください。 |
| 15 | **生産性向上推進体制加算** | (4)生産性向上推進体制加算に係る届出書（別紙２８）※上記「別紙２８」に示している資料も提出してください。 |
| 16 | **サービス提供体制強化加算** | (4)サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙１４－６）(5)有資格者等の割合の参考計算書（別紙７－２）（有資格者の割合、勤続年数又は常勤職員の割合） |

注　介護職員等処遇改善加算については、第２章第１３を参照してください。

**第２１　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護**

**１　本体施設又は本体施設との移動経路等についての変更**

サテライト型事業所を設置している事業所が本体施設を変更する場合等は、変更の届出が必要です。届出に当たっては、必ず事前に福祉指導課に相談を行ってください。

＜必要書類＞

(1)　変更届出書（様式第二号（四））

(2)　指定等に係る記載事項（付表第二号（九））

(3)　運営規程（変更があった場合のみ）

(4)　本体施設の平面図（標準様式３）

 (5)　移動経路を示す周辺地図（移動経路が変わる場合）

**２　介護給付費算定に係る体制等状況の変更**

次の必要書類（共通）及び必要書類（個別）を提出してください。加算の算定を取り下げる場合は、必要書類（共通）のみを提出してください。

|  |
| --- |
| **＜必要書類（共通）＞**(1)　介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙３－２）(2)　介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙１－３）(3)　誓約書（標準様式６） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 届出を行う体制等 | 必要書類（個別） |
| 1 | **・職員の欠員による減算の状況****・ユニットケア体制【ユニット型のみ】** | (4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)資格を証する書類の写し＜留意事項＞人員基準を満たさない可能性が生じた場合は、事業の休止等を検討する必要があるため、直ちに福祉指導課に相談を行ってください。 |
| 2 | **安全管理体制** | 【減算の開始を届け出る場合】必要書類（共通）のみ。【減算の終了を届け出る場合】(4)事故発生防止のための指針(5)事故発生時等の改善策を従業者に周知する体制が整備されていることを証する書類(6)事故発生防止のための委員会の開催予定表(7)事故発生防止のための従業者へ研修計画(8)安全対策を適切に実施するための担当者の研修終了証 |
| 3 | **高齢者虐待防止措置未実施減算** | 【減算の開始を届け出る場合】必要書類（共通）のみ。【減算の終了を届け出る場合】(4)虐待の防止のための対策を検討する委員会開催予定表(5)虐待の防止のための指針(6)虐待の防止のための従業者への研修計画表(7)虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置がわかるもの |
| 4 | **業務継続計画未策定減算** | 【減算の開始を届け出る場合】必要書類（共通）のみ。【減算の終了を届け出る場合】(4)業務継続計画(5)業務継続計画に係る必要な研修及び訓練計画表 |
| 5 | **栄養ケア・マネジメントの実施の有無** | 【減算の開始を届け出る場合】必要書類（共通）のみ。【減算の終了を届け出る場合】(4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)資格を証する書類の写し |
| 6 | **日常生活継続支援加算** | 【テクノロジーを導入せずに算定する場合】(4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)日常生活継続支援加算に関する届出書（別紙３７）(6)資格を証する書類の写し＜留意事項＞(6)は、介護福祉士の資格を証する書類を提出してください。【テクノロジーを導入し算定する場合】(4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)テクノロジーの導入による日常生活継続支援加算に関する届出書（別紙３７－２）(6)資格を証する書類の写し(7)利用者の安全やケアの質の確保、職員の負担を軽減するための委員会の議事概要※上記「別紙３７－２」に示している資料も提出してください。＜留意事項＞(6)は、介護福祉士の資格を証する書類を提出してください。 |
| 7 | **身体拘束廃止取組の有無** | (4)改善計画書（様式任意、減算の開始を届け出る場合）(5)改善報告書（様式任意、減算の終了を届け出る場合） |
| 8 | **看護体制加算** | (4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)資格を証する書類の写し(6)２４時間連絡体制が確認できる書類（重要事項説明書等）(7)看護体制加算に係る届出書（別紙２５－２）※上記「別紙２５－２」に示している資料も提出してください。 |
| 9 | **夜勤職員配置加算** | 【テクノロジーを導入せずに算定する場合】(4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)資格を証する書類の写し（加算Ⅲイ･ロ、加算Ⅳイ･ロを算定する場合）①社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第１条各号のいずれかの行為の実地研修を修了した介護福祉士②特定登録証の交付を受けた特定登録者③新特定登録証の交付を受けている新特定登録者④社会福祉士及び介護福祉士法附則第３条第１項に規定する認定特定行為業務従事者【テクノロジーを導入し算定する場合】(6) テクノロジーの導入による夜勤職員配置加算に係る届出書」（別紙２７）※上記「別紙２７」に示している資料も提出してください。 |
| 10 | **夜間勤務条件基準** | 【減算の開始を届け出る場合】必要書類（共通）のみ。【減算の終了を届け出る場合】(4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)資格を証する書類の写し【テクノロジーを導入する場合】(6)テクノロジーを導入する場合の夜間の人員配置基準（従来型）に係る届出書（別紙７－３）※上記「別紙７－３」に示している資料も提出してください。 |
| 11 | **準ユニットケア加算** | (4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)資格を証する書類の写し(6)平面図（標準様式３） |
| 12 | **生活機能向上連携加算** | (4)訪問リハビリテーション事業所等との連携体制が確認できる契約書等の写し |
| 13 | **・個別機能訓練加算****・常勤専従医師配置****・療養食加算** | (4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)資格を証する書類の写し＜留意事項＞(5)は、次の資格を証する書類を提出してください。・個別機能訓練加算　機能訓練指導員・常勤専従医師配置　医師・療養食加算　管理栄養士又は栄養士個別機能訓練加算Ⅱについては、LIFEへの登録が必要です。また、個別機能訓練加算（Ⅲ）については、個別機能訓練加算Ⅱ、口腔衛生管理加算Ⅱの算定及び栄養マネジメント強化加算の届出が必要です。 |
| 14 | **ＡＤＬ維持等加算** | 必要書類（共通）のみ。＜留意事項＞①算定を開始しようとする月の前年度同月に届出を行ってください。②LIFEに登録し、評価対象期間（加算の算定を開始する月の前年の同月から１２ヶ月後まで）の測定結果を入力してください。③入力した結果、算定要件を満たした場合、算定可能です。 |
| 15 | **・若年性認知症入所者受入加算****・在宅・入所相互利用体制** | 必要書類（共通）のみ。 |
| 16 | **褥瘡マネジメント加算** | (4)褥瘡マネジメントに関する届出書（別紙４１）＜留意事項＞褥瘡マネジメント加算については、LIFEへの登録が必要です。 |
| 17 | **・精神科医師定期的療養指****導****・障害者生活支援体制** | (4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)資格を証する書類の写し |
| 18 | **栄養マネジメント強化体制** | (4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)資格を証する書類の写し(6)栄養マネジメント体制に関する届出書（別紙３８）＜留意事項＞栄養マネジメント強化体制については、LIFEへの登録が必要です。 |
| 19 | **配置医師緊急時対応加算** | (4)配置医師緊急時対応加算に係る届出書（別紙３９） |
| 20 | **看取り介護加算** | (4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)資格を証する書類の写し(6)医師や医療機関との連携体制が確認できる契約書等の写し(7)看取り介護体制に係る届出書（別紙３４）※上記「別紙３４」に示している資料も提出してください。 |
| 21 | **小規模拠点集合体制** | (4)平面図＜留意事項＞算定を検討した時点で相談を行ってください。 |
| 22 | **認知症専門ケア加算** | (4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)認知症専門ケア加算に係る届出書（別紙１２－２）(6)資格を証する書類の写し＜留意事項＞(6)は、認知症介護実践リーダー研修又は認知症看護に係る適切な研修（加算Ⅰ）、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者研修又は認知症看護に係る適切な研修（加算Ⅱ） の修了書を提出してください。 |
| 23 | **認知症チームケア推進加算** | (4)認知症チームケア推進加算に係る届出書（別紙４０）※上記「別紙４０」に示している資料も提出してください。 |
| 24 | **・排せつ支援加算****・自立支援促進加算****・科学的介護推進体制加算** | 必要書類（共通）のみ。＜留意事項＞排せつ支援加算、自立支援促進加算、科学的介護推進体制加算については、LIFEへの登録が必要です。 |
| 25 | **安全対策体制** | (4)事故発生の防止のための指針(5)事故発生の防止のための委員会開催予定表(6)事故発生の防止のための従業者への研修計画表(7)担当者の安全対策に係る外部研修修了証 |
| 26 | **高齢者施設等感染対策向上加算** | (4)高齢者施設等感染対策向上加算に係る届出書（別紙３５）※上記「別紙３５」に示している資料も提出してください。 |
| 27 | **生産性向上推進体制加算** | (4)生産性向上推進体制加算に係る届出書（別紙２８）※上記「別紙２８」に示している資料も提出してください。 |
| 28 | **サービス提供体制強化加算** | (4)サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙１４－４）(5)有資格者等の割合の参考計算書（別紙７－２）（有資格者の割合、勤続年数又は常勤職員の割合） |

注　介護職員等処遇改善加算については、第２章第１３を参照してください。

**第２２　看護小規模多機能型居宅介護**

**１　病院若しくは診療所又はその他の事業所のいずれかの別の変更**

事業所の区分を変更する場合に変更の届出が必要です。届出を行うに当たっては、必ず事前に福祉指導課に相談を行ってください。

＜必要書類＞

(1)　変更届出書（様式第二号（四））

(2)　指定等に係る記載事項（付表第二号（十））

(3)　運営規程（変更があった場合のみ）

(4)　変更が生じたことを証する書類（写しでも可）

**２　介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との連携体制及び支援の体制の概要の変更**

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との連携体制及び支援の体制を変更する場合は、変更の届出が必要です。

＜必要書類＞

(1)　変更届出書（様式第二号（四））

(2)　指定等に係る記載事項（付表第二号（十））

(3)　運営規程（変更があった場合のみ）

(4)　介護老人福祉施設等との契約内容が分かる書類（契約書等）の写し（新規に締結した場合又は変更があった場合のみ）

(5)　介護老人福祉施設等との連携体制及び支援の体制に関する概要

**２　介護給付費算定に係る体制等状況の変更**

次の必要書類（共通）及び必要書類（個別）を提出してください。加算の算定を取り下げる場合は、必要書類（共通）のみを提出してください。

|  |
| --- |
| **＜必要書類（共通）＞**(1)　介護給付費算定に係る体制等に関する届出書別紙３－２）(2)　介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙１－３）(3)　誓約書（標準様式６） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 届出を行う体制等 | 必要書類（個別） |
| 1 | **・職員の欠員による減算の状況****・栄養アセスメント加算****・栄養改善体制** | (4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)資格を証する書類の写し（減算を開始するときを除く。）＜留意事項＞人員基準を満たさない可能性が生じた場合は、事業の休止等を検討する必要があるため、直ちに福祉指導課に相談を行ってください。・栄養改善体制及び栄養アセスメント加算については、　管理栄養士の資格を証する書類を提出してください・栄養アセスメント加算については、LIFEへの登録が必要です。 |
| 2 | **身体拘束廃止取組の有無** | (4)改善計画書（様式任意、減算の開始を届け出る場合）(5)改善報告書（様式任意、減算の終了を届け出る場合） |
| 3 | **高齢者虐待防止措置未実施減算** | 【減算の開始を届け出る場合】必要書類（共通）のみ。【減算の終了を届け出る場合】(4)虐待の防止のための対策を検討する委員会開催予定表(5)虐待の防止のための指針(6)虐待の防止のための従業者への研修計画表(7)虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置がわかるもの |
| 4 | **業務継続計画未策定減算** | 【減算の開始を届け出る場合】必要書類（共通）のみ。【減算の終了を届け出る場合】(4)業務継続計画(5)業務継続計画に係る必要な研修及び訓練計画表 |
| 5 | **認知症加算（Ⅰ）・（Ⅱ）** | (4)認知症加算（Ⅰ）・（Ⅱ）に係る届出書（別紙４４）※上記「別紙４４」に示している資料も提出してください。※認知症加算（Ⅲ）又は（Ⅳ）を算定する場合は、届出不要です。 |
| 6 | **・若年性認知症利用者受入加算****・科学的介護推進体制加算****・口腔機能向上加算****・排せつ支援加算** | 必要書類（共通）のみ。＜留意事項＞科学的介護推進体制加算、口腔機能向上加算Ⅱ、排せつ支援加算については、LIFEへの登録が必要です。 |
| 7 | **栄養改善体制** | (4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１） |
| 8 | **・訪問看護体制減算****・看護体制強化加算****・サテライト体制未整備減算** | (4)看護体制及びサテライト体制に係る届出書（別紙４９） |
| 9 | **専門管理加算** | (4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)専門管理加算に係る届出書（別紙１７）※上記「別紙１7」に示している資料も提出してください。 |
| 10 | **訪問体制強化加算** | (4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)訪問体制強化加算に係る届出書（別紙４５） |
| 11 | **総合マネジメント体制強化加算** | (4)総合マネジメント体制強化加算に係る届出書（別紙４２） |
| 12 | **・緊急時対応加算****・特別管理体制****・ターミナルケア体制** | (4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)緊急時（介護予防）訪問看護加算・緊急時対応加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書（別紙１６） |
| 13 | **褥瘡マネジメント加算** | (4)褥瘡マネジメントに関する届出書（別紙４１）＜留意事項＞褥瘡マネジメント加算については、LIFEへの登録が必要です。 |
| 14 | **生産性向上推進体制加算** | (4)生産性向上推進体制加算に係る届出書（別紙２８）※上記「別紙２８」に示している資料も提出してください。 |
| 15 | **サービス提供体制強化加算** | (4)サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙１４－５）(5)有資格者等の割合の参考計算書（別紙７－２）（有資格者の割合、勤続年数又は常勤職員の割合）※上記「別紙１４－５」に示している資料も提出してください。 |
| 16 | **複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型）** | (4)運営規程（変更後のもの）※運営規程の変更の届出（１７ページ参照）も必要です。 |

注　介護職員等処遇改善加算については、第２章第１３を参照してください。

**第２３　地域密着型通所介護・第一号通所事業**

利用定員１９名以上の通所介護と一体的に運営している第一号通所事業については、第６の通所介護に係る案内を確認してください。

**１　病院、診療所又は訪問看護ステーションとの連携体制の変更**

病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により看護職員を確保している事業所については、新たに連携を行う又は連携の体制を変更する場合は、変更の届出が必要です。

＜必要書類＞

(1)　変更届出書（様式第二号（四）又は第三号（一））

(2)　指定等に係る記載事項（付表第二号（三）又は第三号（二））

(3)　運営規程（変更があった場合のみ）

(4)　病院等との連携の内容が分かる書類（契約書等）の写し（新規又は変更があった場合のみ）

**２　介護給付費算定に係る体制等状況の変更**

次の必要書類（共通）及び必要書類（個別）を提出してください。加算の算定を取り下げる場合は、必要書類（共通）のみを提出してください。

|  |
| --- |
| **＜必要書類（共通）＞**(1)　介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙３－２及び別紙５０）(2)　介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙１－３又は１－４）(3)　誓約書（標準様式６） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 届出を行う体制等 | 必要書類（個別） |
| 1 | **職員の欠員による減算の状況** | (4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)資格を証する書類の写し（減算を終了するときのみ）＜留意事項＞人員基準を満たさない可能性が生じた場合は、事業の休止等を検討する必要があるため、直ちに福祉指導課に相談を行ってください。 |
| 2 | **高齢者虐待防止措置未実施減算** | 【減算の開始を届け出る場合】必要書類（共通）のみ。【減算の終了を届け出る場合】(4)虐待の防止のための対策を検討する委員会開催予定表(5)虐待の防止のための指針(6)虐待の防止のための従業者への研修計画表(7)虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置がわかるもの |
| 3 | **業務継続計画未策定減算** | 【減算の開始を届け出る場合】必要書類（共通）のみ。【減算の終了を届け出る場合】(4)業務継続計画(5)業務継続計画に係る必要な研修及び訓練計画表 |
| 4 | **時間延長サービス体制** | (4)運営規程（変更後のもの）＜留意事項＞時間延長サービスに係るサービス提供時間が記載されている必要があります。併せて運営規程の変更が必要です。１７ページを参照してください。 |
| 5 | **生活相談員配置等加算【共生型事業所のみ】** | (4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)生活相談員配置等加算に係る届出書（別紙２１）(6)資格を証する書類の写し＜留意事項＞(6)は、生活相談員の資格を証する書類を提出してください。　 |
| 6 | **入浴介助加算** | (4)運営規程（変更があった場合のみ）(5)入浴介助に関する研修を実施したこと又は実施することが分かる資料 (6)浴室部分の状況が分かる平面図＜留意事項＞提供するサービスの内容として、入浴介助が位置付けられている必要があります。併せて運営規程の変更となる可能性があります。１７ページを参照してください。 |
| 7 | **中重度者ケア体制加算** | (4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)中重度者ケア体制加算に係る届出書（別紙２２）(6)利用者の割合に関する計算書（中重度者ケア体制加算）（別紙２２－２）(7)資格を証する書類の写し＜留意事項＞(7)は、看護職員を証する書類を提出してください。 |
| 8 | **・個別機能訓練加算****・栄養アセスメント加算****・栄養改善体制****・口腔機能向上加算** | (4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)資格を証する書類の写し＜留意事項＞(5)は、次の資格を証する書類を提出してください。・個別機能訓練加算　理学療法士等・栄養改善体制及び栄養アセスメント加算　管理栄養士・口腔機能向上加算　言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員個別機能訓練加算Ⅱ、栄養アセスメント加算、口腔機能向上加算Ⅱについては、LIFEへの登録が必要です。 |
| 9 | **認知症加算** | (4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)認知症加算に係る届出書（別紙２３）(6)利用者の割合に関する計算書（認知症加算）（別紙２３－２）(7)資格を証する書類の写し＜留意事項＞(7)は、認知症介護の指導に係る専門的な研修等の受講を証する書類を提出してください。 |
| 10 | **・若年性認知症利用者受入加算****・生活機能向上グループ活動加算【予防】****・一体的サービス複数実施加算【予防】** | 必要書類（共通）のみ。 |
| 11 | **科学的介護推進体制加算** | 必要書類（共通）のみ。＜留意事項＞科学的介護推進体制加算については、LIFEへの登録が必要です。 |
| 12 | **サービス提供体制強化加算** | (4)サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙１４－３）(5)サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙１４－７）(6)有資格者等の割合の参考計算書（別紙７－２）（有資格者の割合又は勤続年数） |
| 13 | **生活機能向上連携加算** | (4)訪問リハビリテーション事業所等との連携体制が確認できる契約書等の写し |
| 14 | **ＡＤＬ維持等加算** | ＡＤＬ維持等加算Ⅰ及びⅡ：必要書類（共通）のみ＜留意事項＞①算定を開始しようとする月の前年度同月に届出を行ってください。②LIFEに登録し、評価対象期間（加算の算定を開始する月の前年の同月から１２ヶ月後まで）の測定結果を入力してください。③入力した結果、算定要件を満たした場合、算定可能です。 |
| 15 | **感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合** | (4)感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価　届出様式(5)利用延人数計算シート＜留意事項＞　延長の場合についても同様の書類を添付してください。 |

注　介護職員等処遇改善加算については、第２章第１３を参照してください。

**第２４　介護医療院**

**１　介護給付費算定に係る体制等状況の変更**

次の必要書類（共通）及び必要書類（個別）を提出してください。加算の算定を取り下げる場合は、必要書類（共通）のみを提出してください。

|  |
| --- |
| **＜必要書類（共通）＞**(1)　介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙２）(2)　介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙１－１））※みなし指定の通所リハビリテーション、短期入所療養介護についても変更がある場合は、４８ページ、５５ページを参照してください。(3)　誓約書（標準様式６） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 届出を行う体制等 | 必要書類（個別） |
| 1 | **・施設等の区分****・人員配置区分** | (4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)Ⅰ型介護医療院の基本施設サービス費に係る届出書（別紙３０）又はⅡ型介護医療院の基本施設サービス費に係る届出書（別紙３０－２） |
| 2 | **・療養環境基準****・室料相当額控除****・若年性認知症利用者受入加算****・特別診療費項目****・リハビリテーション提供体制****・リハビリテーション・口腔・栄養に係る契約の提出****・認知症短期集中リハビリテーション加算****・排せつ支援加算****・自立支援促進加算****・科学的介護推進体制加算** | 必要書類（共通）のみ。＜留意事項＞排せつ支援加算、自立支援促進加算、科学的介護推進体制加算、リハビリ計画書情報加算については、LIFEへの登録が必要です。 |
| 3 | **・夜間勤務条件基準****・職員の欠員による減算の状況****・ユニットケア体制** | (4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)資格を証する書類の写し＜留意事項＞人員基準を満たさない可能性が生じた場合は、事業の休止等を検討する必要があるため、直ちに福祉指導課に相談を行ってください。 |
| 4 | **身体拘束廃止取組の有無** | (4)改善計画書（様式任意、減算の開始を届け出る場合）(5)改善報告書（様式任意、減算の終了を届け出る場合） |
| 5 | **安全管理体制** | 【減算の開始を届け出る場合】必要書類（共通）のみ。【減算の終了を届け出る場合】(4)事故発生の防止のための指針(5)事故発生時等の報告体制及び改善策を従業者に周知する体制が整備されていることを証する書類(6)事故発生の防止のための委員会開催予定表(7)事故発生の防止のための従業者への研修計画表(8)安全対策を適切に実施するための担当者の外部研修修了証 |
| 6 | **高齢者虐待防止措置未実施減算** | 【減算の開始を届け出る場合】必要書類（共通）のみ。【減算の終了を届け出る場合】(4)虐待の防止のための対策を検討する委員会開催予定表(5)虐待の防止のための指針(6)虐待の防止のための従業者への研修計画表(7)虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置がわかるもの |
| 7 | **業務継続計画未策定減算** | 【減算の開始を届け出る場合】必要書類（共通）のみ。【減算の終了を届け出る場合】(4)業務継続計画(5)業務継続計画に係る必要な研修及び訓練計画表 |
| 8 | **栄養ケア・マネジメントの実施の有無** | 【減算の開始を届け出る場合】必要書類（共通）のみ。【減算の終了を届け出る場合】(4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)資格を証する書類の写し |
| 9 | **認知症専門ケア加算** | (4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)認知症専門ケア加算に係る届出書（別紙１２－２）(6)資格を証する書類の写し＜留意事項＞(6)は、認知症介護実践リーダー研修又は認知症看護に係る適切な研修（加算Ⅰ）、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者研修又は認知症看護に係る適切な研修（加算Ⅱ） の修了書を提出してください。 |
| 10 | **認知症チームケア推進加算** | (4) 認知症チームケア推進加算に係る届出書（別紙４０）※上記「別紙４０」に示している資料も提出してください。 |
| 11 | **重度認知症疾患療養体制加算** | (4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)資格を証する書類の写し(6)介護医療院における重度認知症疾患療養体制加算に係る届出（別紙３１）＜留意事項＞(5)は、看護職員の資格、精神保健福祉士の資格及び作業療法士等の資格を証する書類を提出してください。 |
| 12 | **栄養マネジメント強化体制** | (4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)資格を証する書類の写し(6)栄養マネジメント体制に関する届出書（別紙３８）＜留意事項＞(5)は、管理栄養士又は栄養士の資格を証する書類を提出してください。栄養マネジメント強化体制については、LIFEへの登録が必要です。 |
| 13 | **療養食加算** | (4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）(5)資格を証する書類の写し＜留意事項＞(5)は、管理栄養士又は栄養士の資格を証する書類を提出してください。 |
| 14 | **安全対策体制** | (4)事故発生の防止のための指針(5)事故発生の防止のための委員会開催予定表(6)事故発生の防止のための従業者への研修計画表(7)担当者の安全対策に係る外部研修修了証 |
| 15 | **高齢者施設等感染対策向上加算** | (4)高齢者施設等感染対策向上加算に係る届出書（別紙３５）※上記「別紙３５」に示している資料も提出してください。 |
| 16 | **生産性向上推進体制加算** | (4)生産性向上推進体制加算に係る届出書（別紙２８）※上記「別紙２８」に示している資料も提出してください。 |
| 12 | **サービス提供体制強化加算** | (4)サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙１４－４）(5)有資格者等の割合の参考計算書（別紙７－２）（有資格者の割合、勤続年数又は常勤職員の割合） |

注　介護職員等処遇改善加算については、第２章第１３を参照してください。

**第２５　介護予防支援**

**第１　介護給付費算定に係る体制等状況の変更**

次の必要書類（共通）を提出してください。加算の算定を取り下げる場合は、必要書類（共通）のみを提出してください。

|  |
| --- |
| **＜必要書類（共通）＞**(1)　介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙３－２）(2)　介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙１－２）(3)　誓約書（標準様式６） |

**第４章　届出書類の様式一覧**

|  |  |
| --- | --- |
| **指定居宅サービス、施設サービス用** |  |
| **（対象サービス種別）訪問介護、（介護予防）訪問入浴、（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）居宅療養管理指導、通所介護、（介護予防）通所リハビリテーション、（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）短期入所療養介護、（介護予防）特定施設入居者生活介護、（介護予防）福祉用具貸与、特定（介護予防）福祉用具販売、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院** |
|
| 様式第一号（一） | 指定（許可）申請書 |
| 様式第一号（二） | 指定（許可）更新申請書 |
| 様式第一号（三） | 指定特定施設入居者生活介護指定変更申請書 |
| 様式第一号（四） | 指定を不要とする旨の申出書 |
| 様式第一号（五） | 変更届出書 |
| 様式第一号（六） | 再開届出書 |
| 様式第一号（七） | 廃止・休止届出書 |
| 様式第一号（八） | 指定辞退届出書 |
| 様式第一号（九） | 介護老人保健施設・介護医療院　開設許可事項変更申請書 |
| 様式第一号（十） | 介護老人保健施設・介護医療院　管理者承認申請書 |
| 様式第一号（十一） | 介護老人保健施設・介護医療院　広告事項許可申請書 |
| 付表第一号（一） | 訪問介護事業所の指定等に係る記載事項 |
| 付表第一号（二） | 訪問入浴・介護予防訪問入浴介護事業所の指定等に係る記載事項 |
| 付表第一号（三） | 訪問看護・介護予防訪問看護事業所の指定等に係る記載事項 |
| 付表第一号（四） | 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション事業所の指定等に係る記載事項 |
| 付表第一号（五） | 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導事業所の指定等に係る記載事項 |
| 付表第一号（六） | 通所介護事業所の指定等に係る記載事項 |
| 付表第一号（七） | 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション事業所の指定等に係る記載事項 |
| 付表第一号（八） | 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業所の指定等に係る記載事項（単独型） |
| 付表第一号（九） | 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業所の指定等に係る記載事項（空床利用型・本体施設が特別養護老人ホームの場合の併設事業所型） |
| 付表第一号（十） | 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業所の指定等に係る記載事項（空床利用型・本体施設が特別養護老人ホーム以外の場合の併設事業所型） |
| 付表第一号（十一） | 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護事業所の指定等に係る記載事項 |
| 付表第一号（十二） | 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護事業所の指定等に係る記載事項 |
| 付表第一号（十三） | 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与事業所の指定等に係る記載事項  |
| 付表第一号（十四） | 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売事業所の指定等に係る記載事項 |
| 付表第一号（十五） | 介護老人福祉施設の指定等に係る記載事項 |
| 付表第一号（十六） | 介護老人保健施設の許可等に係る記載事項 |
| 付表第一号（十七） | 介護医療院の許可等に係る記載事項 |
| 1－3標準様式１　０１ | 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（訪問介護） |
| １－３標準様式１　02 | 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（訪問入浴介護） |
| １－３標準様式１　03 | 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（訪問看護） |
| １－３標準様式１　04 | 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(通所介護)　　 |
| １－３標準様式１　05 | 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(通所リハビリテーション) |
| １－３標準様式１　06 | 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(特定施設入居者生活介護) |
| １－３標準様式１　07 | 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(福祉用具貸与・特定福祉用具販売) |
| １－３標準様式１　0８ | 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(介護老人福祉施設・短期入所生活介護) |
| １－３標準様式１　0９ | 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(介護老人保健施設・短期入所療養介護) |
| １－３標準様式１　１０ | 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(介護医療院） |
| １－３標準様式１　１１ | 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（汎用） |
|  |  |  |
| **指定地域密着型サービス、居宅介護支援、介護予防支援用** |
| **（対象サービス種別）夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）　、居宅介護支援、介護予防支援** |
|
| 様式第二号（一） | 指定申請書 |
| 様式第二号（二） | 指定更新申請書 |
| 様式第二号（三） | 廃止・休止届出書 |
| 様式第二号（四） | 変更届出書 |
| 様式第二号（五） | 再開届出書 |
| 様式第二号（六） | 指定辞退届出書 |
| 様式第二号（七） | 指定介護予防支援委託（変更）の届出書 |
| 付表第二号（一） | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の指定等に係る記載事項 |
| 付表第二号（二） | 夜間対応型訪問介護事業所の指定等に係る記載事項 |
| 付表第二号（三） | 地域密着型通所介護（療養通所介護）事業所の指定等に係る記載事項 |
| 付表第二号（四） | 認知症対応型通所介護事業所・介護予防認知症対応型通所介護事業所の指定等に係る記載事項（単独型・併設型） |
| 付表第二号（五） | 認知症対応型通所介護事業所・介護予防認知症対応型通所介護事業所の指定等に係る記載事項　（共用型） |
| 付表第二号（六） | 小規模多機能型居宅介護事業所・介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の指定等に係る記載事項 |
| 付表第二号（七） | 認知症対応型共同生活介護事業所・介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の指定等に係る記載事項 |
| 付表第二号（八） | 地域密着型特定施設入居者生活介護事業所の指定等に係る記載事項 |
| 付表第二号（九） | 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の指定等に係る記載事項 |
| 付表第二号（十） | 複合型サービス事業所の指定等に係る記載事項 |
| 付表第二号（十一） | 指定居宅介護支援事業所の指定等に係る記載事項 |
| 付表第二号（十二） | 指定介護予防支援事業所の指定等に係る記載事項 |
| 2－3標準様式１　０１ | 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（夜間対応型訪問介護） |
| 2－3標準様式１　０２ | 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（認知症対応型通所介護） |
| 2－3標準様式１　０３ | 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（小規模多機能型居宅介護） |
| 2－3標準様式１　０４ | 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（認知症対応型共同生活介護） |
| 2－3標準様式１　０５ | 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（地域密着型特定施設入居者生活介護） |
| 2－3標準様式１　０６ | 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護） |
| 2－3標準様式１　０７ | 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（定期巡回・随時対応型訪問介護看護） |
| 2－3標準様式１　０8 | 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（看護小規模多機能型居宅介護） |
| 2－3標準様式１　０９ | 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（地域密着型通所介護） |
| 2－3標準様式１　１１ | 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（居宅介護支援・介護予防支援） |
| ２－３標準様式１12 | 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（汎用） |
|  |  |  |
| **介護予防・日常生活支援総合事業用** |  |
| **（対象サービス種別）介護予防訪問サービス・介護予防通所サービス** |
|
| 様式第三号（一） | 変更届出書 |
| 様式第三号（二） | 再開届出書 |
| 様式第三号（三） | 廃止・休止届出書 |
| 様式第三号（四） | 指定申請書 |
| 様式第三号（五） | 指定更新申請書 |
| 付表第三号（一） | 訪問型サービス事業所の指定等に係る記載事項 |
| 付表第三号（二） | 通所型サービス事業所の指定等に係る記載事項 |
| ３－3標準様式１ー１ | 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（訪問型サービス） |
| ３－3標準様式１ー２ | 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（通所型サービス） |
|  |  |  |
| **標準様式（標準様式１（従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表）を除く。）** |
| 標準様式2 | 管理者経歴書 |
| 標準様式3 | 平面図 |
| 標準様式4 | 設備・備品等一覧表 |
| 標準様式5 | 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要 |
| 標準様式6 | 誓約書 |
| 標準様式7 | 当該事業所に勤務する介護支援専門員一覧 |
| 標準様式8 | 受託居宅サービス事業者が事業を行う事業所の名称及び所在地並びに当該事業者の名称及び所在地 |
| 標準様式9 | 居室面積等一覧表 |
| 標準様式10 | 事業所一覧 |
| 標準様式11 | 勤務年数証明書 |
| 標準様式12 | 関係市町村並びに他の保健医療・福祉サービスの提供主体との連携内容 |
| 標準様式13 | 実務経験証明書（サービス提供責任者） |
|  |  |  |
| **別紙** |  |  |
| 様式 | 内容 | 対象事業 |
| 別紙１－１ | 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援） | 訪問介護、訪問入浴、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、居宅介護支援 |
| 別紙１－２ | 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（介護予防サービス） | 介護予防訪問入浴、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与、介護予防支援 |
| 別紙１－３ | 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス） | 夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）　 |
| 別紙１－４ | 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表  | 介護予防訪問サービス・介護予防通所サービス |
| 別紙２ | 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書＜指定事業者用＞ | 訪問介護、（介護予防）訪問入浴、（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）居宅療養管理指導、通所介護、（介護予防）通所リハビリテーション、（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）短期入所療養介護、（介護予防）特定施設入居者生活介護、（介護予防）福祉用具貸与、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院 |
| 別紙３－２ | 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 | 地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス、居宅介護支援、介護予防支援 |
| 別紙５ | 指定居宅サービス事業者等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について | 訪問介護、（介護予防）訪問入浴介護、通所介護、（介護予防）短期入居者生活介護、（介護予防）特定施設入居者生活介護、 |
| 別紙５－２ | 地域密着型サービス事業者又は地域密着型介護予防サービス事業者による介護給付費の割引に係る割引率の設定について | 夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）　 |
| 別紙７－２ | 有資格者等の割合の参考計算書 | 各サービス種別（該当加算：特定事業所加算・サービス提供体制加算） |
| 別紙７－３ | テクノロジーを導入する場合の夜間の人員配置基準（従来型）に係る届出書 | 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、短期入所生活介護 |
| 別紙８ | 定期巡回・随時対応サービスに関する状況等に係る届出書 | 訪問介護 |
| 別紙９ | 特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅳ）に係る届出書 | 訪問介護 |
| 別紙９－２ | 特定事業所加算（Ⅴ）に係る届出書 | 訪問介護 |
| 別紙９－３ | 重度要介護者等対応要件の割合に関する計算書（特定事業所加算（Ⅰ）・（Ⅲ）） | 訪問介護 |
| 別紙１０ | 訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書 | 訪問介護、訪問型サービス |
| 別紙１１ | 口腔連携強化加算に関する届出書 | 訪問介護、（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）短期入居者生活介護、（介護予防）短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護 |
| 別紙１２ | 認知症専門ケア加算に係る届出書 | 訪問介護、（介護予防）訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護 |
| 別紙１２－２ | 認知症専門ケア加算に係る届出書 | （介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）短期入所療養介護（介護予防）特定施設入居者生活介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院 |
| 別紙１３ | 看取り介護加算に係る届出書 | 訪問入浴介護事業所、短期入所生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所 |
| 別紙１４ | サービス提供体制強化加算に関する届出書 | （介護予防）訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護 |
| 別紙１４－２ | サービス提供体制強化加算に関する届出書 | （介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション |
| 別紙１４－３ | サービス提供体制強化加算に関する届出書 | 通所介護、（介護予防）通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護 |
| 別紙１４－４ | サービス提供体制強化加算に関する届出書 | （介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）短期入所療養介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院 |
| 別紙１４－５ | サービス提供体制強化加算に関する届出書 | （介護予防）小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護 |
| 別紙１４－６ | サービス提供体制強化加算に関する届出書 | （介護予防）特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護 |
| 別紙１４－７ | サービス提供体制強化加算に関する届出書 | 通所型サービス（＊総合事業　介護予防通所サービス） |
| 別紙１５ | 訪問看護事業所における定期巡回・随時対応型訪問介護看護連携に係る届出書 | （介護予防）訪問看護 |
| 別紙１６ | 緊急時（介護予防）訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書 | （介護予防）訪問看護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護 |
| 別紙１７ | 専門管理加算に係る届出書 | （介護予防）訪問看護、看護小規模多機能型居宅介護 |
| 別紙１８ | 遠隔死亡診断補助加算に係る届出書 | （介護予防）訪問看護、看護小規模多機能型居宅介護 |
| 別紙１９ | 看護体制強化加算に係る届出書 | （介護予防）訪問看護 |
| 別紙２０ | 訪問リハビリテーション事業所における移行支援加算に係る届出書 | 訪問リハビリテーション |
| 別紙２１ | 生活相談員配置等加算に係る届出書 | 通所介護、地域密着型通所介護、（介護予防）短期入所生活介護 |
| 別紙２２ | 中重度者ケア体制加算に係る届出書 | 通所介護、地域密着型通所介護、通所リハビリテーション |
| 別紙２２－２ | 利用者の割合に関する計算書（中重度者ケア体制加算） | 通所介護、地域密着型通所介護、通所リハビリテーション |
| 別紙２３ | 認知症加算に係る届出書 | 通所介護、地域密着型通所介護 |
| 別紙２３－２ | 利用者の割合に関する計算書（認知症加算） | 通所介護、地域密着型通所介護 |
| 別紙２４ | 通所リハビリテーション事業所における移行支援加算に係る届出書 | 通所リハビリテーション |
| 別紙２５ | 看護体制加算に係る届出書 | 短期入所生活介護 |
| 別紙２５－２ | 看護体制加算に係る届出書 | 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設 |
| 別紙２６ | 医療連携強化加算に係る届出書 | 短期入所生活介護 |
| 別紙２７ | テクノロジーの導入による夜勤職員配置加算に係る届出書 | 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、短期入所生活介護 |
| 別紙２８ | 生産性向上推進体制加算に係る届出書 | （介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）短期入所療養介護、（介護予防）特定施設入居者生活介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院 |
| 別紙２９ | 介護老人保健施設（基本型・在宅強化型）の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る届出書 | 介護老人保健施設（令和６年９月サービス提供分まで） |
| 別紙２９ー２ | 介護老人保健施設（基本型・在宅強化型）の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る届出書 | 介護老人保健施設（令和６年１０月サービス提供分まで） |
| 別紙３０ | 介護医療院（Ⅰ型）の基本施設サービス費に係る届出書 | 介護医療院 |
| 別紙３０－２ | 介護医療院（Ⅱ型）の基本施設サービス費に係る届出書 | 介護医療院 |
| 別紙３１ | 介護医療院における重度認知症疾患療養体制加算に係る届出書 | 介護医療院 |
| 別紙３２ | 入居継続支援加算に関する届出 | 特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護 |
| 別紙３２－２ | テクノロジーの導入による入居継続支援加算に関する届出書 | 特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護 |
| 別紙３３ | 夜間看護体制加算に係る届出書 | 特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護 |
| 別紙３４ | 看取り介護体制に係る届出書 | 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設 |
| 別紙３４－２ | 看取り介護体制に係る届出書 | 特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護 |
| 別紙３５ | 高齢者施設等感染対策向上加算に係る届出書 | （介護予防）特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院 |
| 別紙３６ | 特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅲ)・特定事業所医療介護連携加算・ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書 | 居宅介護支援事業所 |
| 別紙３６－２ | 特定事業所加算(A)に係る届出書 | 居宅介護支援事業所 |
| 別紙３７ | 日常生活継続支援加算に関する届出書 | 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設 |
| 別紙３７－２ | テクノロジーの導入による日常生活継続支援加算に関する届出書 | 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設 |
| 別紙３８ | 栄養マネジメント体制に関する届出書 | 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院 |
| 別紙３９ | 配置医師緊急時対応加算に係る届出書 | 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設 |
| 別紙４０ | 認知症チームケア推進加算に係る届出書 | （介護予防）認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院 |
| 別紙４１ | 褥瘡マネジメント加算に関する届出書 | 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、看護小規模多機能型居宅介護 |
| 別紙４２ | 総合マネジメント体制強化加算に係る届出書 | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、(介護予防）小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護 |
| 別紙４３ | 24時間通報対応加算に係る届出書 | 夜間対応型訪問介護 |
| 別紙４４ | 認知症加算（Ⅰ）・（Ⅱ）に係る届出書 | 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護 |
| 別紙４５ | 訪問体制強化加算に係る届出書 | 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護 |
| 別紙４６ | 夜間支援体制加算に係る届出書 | （介護予防）認知症対応型共同生活介護 |
| 別紙４７ | 看取り介護加算に係る届出書 | 認知症対応型共同生活介護 |
| 別紙４８ | 医療連携体制加算（Ⅰ）に係る届出書 | 認知症対応型共同生活介護 |
| 別紙４８－２ | 医療連携体制加算（Ⅱ）に係る届出書 | 認知症対応型共同生活介護 |
| 別紙４９ | 看護体制及びサテライト体制に係る届出書 | 看護小規模多機能型居宅介護事業所 |
| 別紙５０ | 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書＜指定事業者用＞ | 介護予防訪問サービス・介護予防通所サービス |
| 別紙５１ | 介護予防・日常生活支援総合事業者による事業費の割引に係る割引率の設定について | 介護予防訪問サービス・介護予防通所サービス |